

論 說

フランスの弾劾制度

佐 藤 立 夫

第一部 フランスにおける大臣責任制

序 説

フランスにおける弾劾制度は、一方において國務大臣責任の追及手段として、他方大統領に対する叛逆罪を阻止するための特別の刑事手続として発達したものであるが、漸次これは大臣の不正を阻止する立憲手段に変化するようになった。

最初、大臣及び政府高官の弾劾を定めたものに一七九一年九月三日の憲法がある。これによれば、大臣は国の安全及び憲法違反並びに個人の財産、自由に対する一切の侵害及び所管省の経費に当てた金額の一切の浪費に対し責任を

ずる（憲法三篇二章四節五条）。即ち国の安全の侵害を企て又はこれと共謀し若しくは憲法に違反した大臣及び政府高官は、議会によって政治高等法院に告発される（三篇三章一節一条一〇項）。

一七九三年六月二四日の憲法によれば、大臣が職務違反に関し議会により告発される（七一条）。

一七九五年八月二二日の共和歴三年の憲法によれば、立法院の議員が刑事犯を犯したときは逮捕され直ちに立法院に通告される。告発は五〇〇人会（Conseil des Cinq-Cents）が提案し、元老院がこれを決定する。この場合、政治高等法院が審理に当たる。弾劾事由は、叛逆罪、公金浪費、憲法を破壊するための陰謀及び共和国の安全の侵害である（一二二条乃至一二五条）。

被告が召喚されたときは三日以内に出席し、五〇〇人会で聴問の機会が与えられる。この場合、被告の出席の如何にかかわらず三日終了後五〇〇人会は、その行為が弾劾に該当するか否かを宣告する。五〇〇人会は審理に該当すると宣告したとき、被告は元老院によって召喚され（一二五条乃至一二〇条）、被告が、この際、出席すると否とにかかわらず元老院は期間終了後は憲法九一条により評議の後、訴追の宣告をなし、弾劾事由があるときは遅滞なく司法高等法院に送致し政治高等法院はこれを審理する（一二二条）。執行機関としてのディレクトアールは、国の内外の安全に対し陰謀が存することを通報されたときは逮捕状を発し、陰謀の手下人又は加担者の嫌疑を受けた者を召喚し、これを審理する（一四五条）。立法院の議員又はディレクトアールに対する告発が立法院によって受理されたときは政治高等法院がこれを審理する（二六五条）。

一七九九年一月二三日の共和歴八年の憲法は、第六章で、大臣以下すべての官吏の責任を規定し、先づ大臣は、(1)署名した一切の政府の行為及び元老院で違憲と宣言された行為、(2)法律及び命令を執行しないとき、(3)憲法及び法

律違反の特別命令を制定したとき護民院 (tribunat) は立法府の決議に基いて大臣に対する訴追を提案する。被告が召喚され聴問の後、大臣は政治高等法院で審理される。政治高等法院は判事と陪審から成り、前者は破棄院から互選され、後者は別に法律の定めるところにより国民名簿から選ばれた者から構成される (七二条、七三条)。大臣以外の政府官吏は職務行為につきコンセーユ・デタの決定に基づき訴追され、普通裁判所で審理される (七五条)。民事裁判官は、職務犯罪につき破棄院が当該裁判官の行為の無効を宣言した後、管轄裁判所に訴追する (七四条)。

第一章 フランス大臣責任に関する諸学説

一九二三年にオーリュウは「憲法精義」⁽¹⁾の中で、今日執行機関の責任を刑事責任、政治責任、民事責任の三種に分けているが、この分け方には刑事責任が政治責任であるという基本的事実をわからなくさせる欠点があるとしている。一方デュギーは「憲法概論」⁽²⁾の中で、大臣の政治責任と刑事責任を明確に分け、後者は刑事法の明文の規定に該当する場合にのみ限られるとした。刑事責任の性質は、オーリュウの言うように政治的なものなのか、それともデュギーの考えたような刑事法上のものなのか。解明に値する問題である。

一九五八年憲法は、この問題に最終結論を出したとするもののまた一部にはこの問題は過去のものとなったとする人々もいる。たしかに第五共和制憲法六八条二項の規定の仕方は、大臣の犯罪が刑事責任の問題として位置づけられていることをうかがわせる。しかし、問題を完全な形で解決したものではない。問題が過去のものだという指摘についても、次のような事実をもって反駁することができる。大臣の刑事責任制度は一般に考えられているより多く活用

されている。一九世紀末にも、今後この制度が使われることはないだろうと言う者がいたが、一九一七年のマルビーと三一年のピレの事件がこの予言の誤りを証明した。第二次世界大戦後も、訴追が実現しなかったとは言え、弾劾を求める告発は一〇件を越えている。これは、単なる政治責任の追及だけでは済まない。この制度の独自の役割の存在を確認している。

この問題に公法学者として最初に関心を寄せたのはバンジャマン・コンスタンであった。コンスタンは、ここでは大臣責任に関する最初の完結した詳細な研究の著者である点が重要である。彼の理論は今日なお議論の一方の支柱をなしており、大臣責任に関する裁量性を支持する代表的論者とされる。この点でも彼の理論は検討に値するが、彼の所論が誤ってうけとられており、その主張がもはや価値をもたないと考えるので、特にそのあたりを次に考究の対象とした。

(1) Hauriou, Précis de droit constitutionnel, 1923, p. 511, note 2

(2) Duguit, Traité de droit Constitutionnel, 1923-28, tome IV, p. 860

第一節 バンジャマン・コンスタンの理論

1 大臣責任制度の範囲

コンスタンによる「大臣責任」(responsabilité ministérielle)の範囲は、我々が考えている刑事責任に属する事項の大半を除外する、通常裁判所は大臣の私的違法行為だけでなく、その職務の遂行上責任を問われるべき違法行為⁽¹⁾あるいは恣意的行為をも審理の対象とすることができる。それでは大臣責任の実質的範囲とは何か。貴族法院(Cour de

(Paris) の追及の範囲はどこか。コンスタンは、大臣の刑事責任の意味で用いる大臣責任の対象範囲は、正義なき戦争、誤った指導による戦争、状況判断を失した講和条約、財政運営の失敗、司法行政における不備又は危険な方式の導入、そして法の授権のある場合も含めて、公益上の正当な理由なしに、国に災いをもたらし、市民を迫害するすべての権力の行使である。⁽²⁾さらに別の個所でコンスタンは「責任は法的権限の乱用によってのみ生ずる」と言う。以上を総合すると、刑事犯罪の大半は除外され、過失、権限の乱用、怠慢というような、要するに職務懈怠 (faute de service) が対象範囲とされている。これらの一切は刑事責任の中に入りうるが、大半は政治的責任である。

大臣責任制度の発動による制裁は大臣の辞職をもたらす。刑事責任の追及は侵犯者たる大臣を処罰する。ここでも、コンスタンの考えている制度が後者より前者に重点があることを確認したい。

コンスタンは次のように述べる。「大臣責任制は次の二つの目的を達しなければならぬ。すなわち、非違を犯した大臣の権限を取り上げること、国民の代表者によるすべての大臣の行為についての監視によって、国民の中に審査の精神 (une spirit d'examen) を持続することである。

確かに、刑事処罰は可能性が全く排除されているわけではない。しかし、その適用の機会及び態様がごく限られることがくり返しのべられている。⁽³⁾要するに、コンスタンにおける大臣責任制は刑事的というより政治的であり、処罰よりも辞職に重点をおいていたのである。

(1) Benjamin Constant : Cours de politique Constitutionnelle, 1820, tome 1, p. 405.

(2) B. Constant : Cours de Politique Constitutionnelle t.1 p. 405.

(3) B. Constant : Principes de Politique, 1815.

第二節 バンジャマン・コンスタンの理論の価値

1 バンジャマン・コンスタンにおける裁量性論

彼の著作の一部を引用して、コンスタンが大臣責任に関する裁量性論の「使徒」のように扱うが、そこには明らかに「誇張」ないし「変造」がある。しかし、その引用部分を本来の文脈にもどしてみると、彼が「裁量性」(arbitraire)と言葉を用いるときに、必らず「一種の」とか「ある種の」といった限定詞を用い、「裁量行為」(acte discretionnaire)とは異なっている旨を明示していることがわかる。このことは、大臣責任に関する制定法令についての彼の詳論を見ることにより確かめられる。この法令の有用性を裁量性支持派の学者はみとめないが、コンスタンはそのような発言を一度たりともしていない。唯一つその趣旨に解釈できるのは、これら法令が「普通法(Ⅱ民・刑事法)のように詳細なものではありえない」とする部分である。しかし、刑事法といっても軽罪(délits)については必らずしも詳細な規定がおかれているわけではない。また、コンスタンの考える「裁量性」は、被訴追者に有利に働くものである。

2 議會制におけるコンスタンの理論の射程

二〇世紀の初めに多くの法学者が、刑事責任が刑法典に定めのない行為にも及び、裁判官が広い範囲の裁量権を有することの根拠としてコンスタンの著作の權威を援用した。⁽⁵⁾しかし、コンスタンの大臣責任制に関する著作ではすべて、この制度が詳細な憲法制度との関連で述べられている。そして、コンスタンが政治責任と刑事責任の併存を認めたとすれば、前述のような解釈の余地はなくなってしまう。コンスタンは刑事責任の範囲をごく限定して把えていた

のであり、多くの論述は主として政治責任の分野に関するものと考えねばならない。したがって、コンスタンを完全な裁量性論の代表者と扱うことは大きな誤りである。

(4) B. Constant : Cours de Politique Constitutionnel t.1, p.411.

(5) A. Esmein : Eléments de droit constitutionnel français et comparé, 8^{éd} 1928 p.285-286.

第二章 フランスにおける大臣責任制の最初の事件

フランスにおける大臣責任制の最初の事例はイギリスの場合に比べより近世であり、あまり特徴的ではなかった。アンシャン・レジーム下では中間的階層が大臣の罷免を獲得するには弱すぎたし、革命初期には一七九一年憲法の定めた厳格な権力分立のためにこのような経験の余地がなかった。刑事責任だけに限定し、例外的手続により生じた決定を除くと真に興味深い一つの事例として一七九二年三月一〇日に外務大臣ヴァルデック・ド・ルサル（Valdec de Lesart）が「訴追と決定された」事件しかあげることができない。

第一節 アンシャン・レジーム下の大臣責任制

一八一九年三月二五日、代議院の壇上でクールヴォワジエ（Courvoisier）は次のようにのべている。

「大臣が君主を欺き、あるいは委ねられた権限を乱用した場合に、これを訴追する権利は、フランス国民の代表に

とつて、法及び慣行上の新たな改革ではない。旧体制下の代表もこれを利用し、三部会もこの権利を享受し、パルルマンもこれ行使した⁽¹⁾」。

有名な元議員はよき代表であつたが、すぐれた歴史家ではなかつた。パルルマンが大臣の罷免を獲得したことはなく、一三五六―七年の三部会の唯一回の試みは失敗に終つた。そして一七八七年のカロンヌ(Calonne)の罷免の際に名士会(l'Assemblée de Notables)がはたした役割は看過することはできない。

1 一三五六―五七年の三部会の挫折

フランスの三部会は英国の議會に比すべき威信を有しなかつた。三部会が国王に大臣の罷免あるいは処罰を求めることは稀であり、いづれにしてもこれを実現させたことはなかつた。唯一度の真剣な試みである一三五六―五七年の事件は報告するに値する。善良王ジャン(Georges le Bon)の捕囚時代、三部会はほぼ恒常的に開会され、王太子(後のシャルル五世)に代つて国の統治を行おうとした。一三五六年一〇月一七日の會議で詳細かつ体系的改革案作成の任務を負う委員会が任命された。同じ日のうちに行われた報告の中で同委員会は先ず第一のこととして大法官ド・フォルト(Pierre de la Foret)以下八人の枢密顧問官の更迭を求めた。記録によると彼等の罪状は、国王にへつらい、その助言において神をおそれず、国王の名誉や臣民の惨状に一顧も与えなかつたばかりか、利益をはかり、国王に真実を隠したとされている。

この時予定された手続は次の通りであつた。三部会は裁判のための委員会を任命する。この委員会が顧問官等有罪と認めなければ彼等は処罰され、彼等が無罪とされても、少くとも財産と地位は失ふこととなる。

このときの提案は成功しなかった。委員会は結局選ばれることがなかった。王太子はうまく逃げ切り、履行の意思のない約束と引きかえに三部会は閉会してしまったのである。一三五七年三月、三部会は再び同じ要求を行ったが、たまたま成功しなかった。一三五六―五七年の失敗は決定的であった。「フランスに憲法的制度をうちたてる好機としてこれ以上の機会はなかった」⁽²⁾からである。

この旧体制下のエピソードにふれたのは、三部会がいかなる姿勢で今日我々の考える大臣責任制を抱えたかを示すためである。彼等は刑事訴追には関心がなく、重要なのは政治的制裁であった。この当時の制度につき最もよく通じているピコー⁽³⁾（Pico）は正しくも次のように言う。「三部会が望んだのは顧問官たちに不正の富をはき出させることであり、彼等を刑事訴追することではなかった」⁽³⁾。私はあえて、人の問題は二の次であったと言いたい。もし三部会が枢密顧問官たちの辞職を望んだとすれば、それは彼等の政策の問題ではなく、新しい任命手続、すなわち選挙の方法をおしつけることの出来る時点で枢密顧問会の更新を促したものにほかならない。⁽⁴⁾

2 カロンヌと一七八七年の名士議會

名士議會は王権統制の第三の集団をなすものであったが、その構成が全く国王の裁量であったために、国王と激しい対立が出来るような組織ではなかった。しかし一七八七年に会合した名士議會はカロンヌ（Calonne）の罷免に非常に重要な役割をはたしたので、一部の学者は「国民の代表に対する大臣の政治的責任制の最初の発現」をここに見ることができた。⁽⁵⁾

カロンヌはルイ一六世の大臣の中でも最も傑出した一人であろう。彼のすぐ後の時代の人々は彼を厳しく裁いた

が、この審理は今日見直されつつある。

財政破綻と莫大な負債の中で財務長官カロヌは極めて大規模かつ入念な改革案を用意した。これは直接的には財政再建をはかっているが、そればかりでなく、王権の拡張と国の統一性の強化をめざしている。その構想は僧侶・貴族・平民三者の平等への第一歩といわれ、すべての土地所有者が各々の年収に応じて支払う新税を柱としている。この改革への反発を予期したカロヌは単にバルマンとだけ対立するのを避け、まず正当に組織された名士議会の承認を得ることが上策と考えた。

特権階層に求められた犠牲は穏当なものであったが、彼等は受け入れなかった。名士たちは非常に憤慨した。彼等は公式には大臣の罷免を要求しなかった。しかし、カロヌを進退不能の状態に追いやった。公費濫用の疑いを言い立てられ、同僚の一人である国璽尚書 *Mirmesnil* には陰謀を企てられ、最も鋭い敵であるツールーズ大司教ド・ブリーネ (*Loménie de Brienne*) には議会での財政表公用を迫られ、ついにルイ一六世はカロヌを解職するしかないことを知った。一七八七年四月八日にカロヌは罷免された。

3 大臣責任制の予示 (*préfiguration*)

我々はこの事件の中で、議会制度下における大臣の危機の際にしばしば見られる新たな二つの要素を見出すことができる。一方において、国王はその意思に反して信頼している大臣を罷免する。他方、その後任として議会の反対派に好まれる人物を国王は起用する。ルイ一六世のやり方はまさにこれだった。カロヌのあと新任された財務長官は全くの替え玉で、裏ではカロヌが相変らず職務の指揮をとっていた。しかしやがてカロヌは間もなく金銭をめぐ

るスキヤンダルにまぎこまれ、替え玉に立てられていた男が名士議會でみじめな姿をさらさねばならない破目となり、ルイ一六世はやむなくカロヌをヴェルサイユ宮から追放し、新たな財務長官にブリーネ (Loménie de Brienne) を任命せざるをえなかった。ブリーネはカロヌの改革案への反対の急先峰だった人物である。このように、国王の意図に反する罷免と反対派の指導者のこれに代る任命という、二つの要素がここにそろっている。この危機の中に大臣の政治責任制度の最初の発現を見ることが許されようか。この点には疑問の余地がある。問題は王の決断につき加えられた議会の圧力の大きさで、これは必ずしもそれほど大きくはなかったようである。また、仮に議会の多数がこれに賛同していたとしても、それは国民の考え方や希望を代表するものではなかった。要するにそれは既存の体制、特権、伝統を守る以外の何物でもなかったのである。⁽⁶⁾

- (1) Archives Parlementaires 1873, p. 447.
- (2) F. Lot et R. Fawtier : Histoire des institutions de la France au Moyen Age, Paris, 1958, t. II p. 569.
- (3) G. Picot : Histoire des Etats Généraux : 1888 t. 1 p. 49.
- (4) Desmottes : op. cit, p. 81.
- (5) P. C. Timbal : Histories des institutions et des faits sociaux, Paris 1956, p. 231.
- (6) Desmottes : op. cit. p. 83.

第三章 ワルデック・ド・ルサールの訴追

一七九二年三月一〇日、立法議會は外務大臣ワルデック・ド・ルサール (Valdec de Lessart) の「弾劾訴追を決定」した。フランスでこの種の措置がとられたのは初めてである。しかし、こうした場合に常に伴う一連の事情——国全体及び議會内の政治的緊張、「職務上の義務」といった漠然たる理由づけ、そしてときには決定者自身が表明するはつきりした政治的目的等——をここでも見ることが出来る。大臣の辞任か留任かは政治党派にとって勝ち負けの微妙なしるしである。そこでは大臣の人格や失敗等はどうでもよい。この点を示すために弾劾訴追の行われる政治的事情とその根拠づけのために引かれる理由の実態の一端をここに紹介してみよう。⁽¹⁾

(1) Desmotes, op. cit. p. 87.

第一節 弾劾訴追の政治的事情

ワルデック・ド・ルサールの訴追は議會と大臣達の対立解消への一段階であつた。⁽²⁾

立法議會は一七九一年一〇月一日に正常に開会し、国内はやがて平静に向うものと期待されたが、実際はそうでなかつた。各所で紛争が生じた。こうした事態は当然議會にも反映し、その責任を大臣達が問われた。すでに悪化していた議會と大臣達との関係はこれによって一層險惡となり、とくに外交政策については根本的に相容れなかつた。

議会は大臣を信用せず、これに不安を抱いていた。彼等は敵ではないのか、議会に絶えず圧力を加えて来るのではないかと。すべての不運は大臣の責任とされた。議会は何かにつけて大臣達に不満をもつ者たちを迎え入れ、あげ足とりに奔走した。外務大臣となったセギュール (De Ségur)、デュポルターヌ (Dupotrain) 等は議会による屈辱的扱いにたえられずすぐに辞職してしまった。

対立の最もはつきりしていたのが外交政策の面であった。大部分の大臣は平和維持のためには相当程度の譲歩も辞さない覚悟でいた。議会では、ロベスピエール以外のジャコバン党は革命体制の強化のためには戦争が必要と考えていた。議会の好戦的態度はそのまま世論の反映でもあった。地方議会等でも戦争を望む声があふれていた。

内閣改造が必要であった。このきっかけを作るために議会は、まず最初に政治的手段を用いた。これが失敗に終ると、彼等は三月一〇日に弾劾訴追の手続によるうとした。

議会は内閣全体に関する投票が考えられないために、行動の対象を、最も不満の声の多かったベルトラン・ド・モルヴィユ (Bertrand de Molleville) に向けた。彼に関する問題はそれまでにしばしばとりあげられており、市民からよせられた非難の手紙をめぐって繰返し釈明を行っていた。これに関する審議が二月初旬に行われたが、モルヴィユが「国民の信頼を失っている」とする決議は当然ながら通らなかった。しかし同月八日に議会は王に対し、大臣の行動に関する覚書を送り、これによって大臣の政治責任制を確立せんとした。しかし、事態はこの期待を裏切った。

三月一〇日の会議の冒頭、議会の覚書に対する王の返書が議長により読み上げられ、その拒絶の意思が伝えられると議会は騒然となった。この機をとらえてブリッソン (Brissot) は前夜に数人の仲間と用意したワルデック・ド・ルサールに関する訴追決議を提案した。これにより彼は議会の憤りをワルデック・ド・ルサールへと向けた。予期通りの反

応が得られ、訴追の決定が可決された。この可決をもたらししたのは、結局のところ王の覚書拒否であつた。

外務大臣に対する訴追理由は実のところ重大なものではなかつた。この訴追が政治的考慮から出ていることは容易に立証することができる。

訴追条項は大臣が「外国勢力とのすべての關係においてフランス国民の利益を無視し、これを裏切つた」(第二二条)とする。この訴追を裏付ける罪過は次の二種である。

(1) 憲法に対する罪過　大臣は国内事情を外国勢力に漏らすという裏切り行為を行つた(第五、第六条)。

(2) 議會に対する罪過　大臣は、外交文書のうち重要ないくつかを議會に知らせず(第一、第三條)、他方、議會の意思に反して外交政策を進めた(第二、第四、第七、一一條、第三條)。

第一の被疑事實は外務大臣がその少し前に書いた手紙の二つの部分を根拠としている。

第一の部分では、憲法が「大多數の國民にとって一種の信仰になっている」とし、第二の部分では軍隊内の規律の乱れを示唆したあと、「実は、我々の困惑が小さくないことを申し上げたいのです」と付け加えている。國民が好戦的でないことを示すためとは言え、やや問題のある表現であるが、決して裏切り、内通に類するものではない。

第二の被疑事實も同じようにあやふやなものではない。大臣は實際にはほとんどの外交文書について議會の承認を得ていたし、急送公文書についてさえ諒解をとりつける努力を怠らなかつた。大臣のしたことといえば、外国に出す公文書の文面を穩かにして相手國を刺激しない調子にかえたことぐらいで、これも又、戰爭を避けようとする配慮からのものであつた。これが弱さや卑劣さのしるしののだろうか。

仮に申し立てられた訴追事項が眞実だとしても、それは議會に対する過誤でしかなく、一方、憲法の文言によれば

憲法に対する過誤でなければ訴追はありえないとされている。言いかえると、憲法が外務大臣に対し、外国への文書に関して議会の内容をあかすことを義務づけ、外国との関係処理につき議会の言うことを聞くように定めていない限り、訴追は法的に理由がないことになる。一通り条文を読んだ限りではそのような文言はない。そして実際には外務大臣は国王にしか責任を負わないことになっていた。訴追の法的根拠はなかったのである。意図的か否かは別として、根拠を誤解していたのは議会の方であった。

訴追の行われた状況そのものが、この訴追の発案者たちの狙った政治的目的を余すところなく伝えている。投票の後、エティエンヌ・デュモン (Etienne Dumont) が、訴追事項が同じことの繰返しであると指摘したのに対し、ブリッソンは、「絶対に必要だったのはワルデック・ド・ルサールをオルレアンへ送ること、そうでなければ彼に執着する王は彼を大臣の地位に止めたであろうから。……我々はジャコバン党を追い越す必要があった。我々のした訴追はジャコバンが将来予定していた行動を先どりした点で効果をあげた」と答えている。さらに、訴追項目が多岐にわたっているのは国民高等法院 (Haute Cour National) の審議で時間をかせぎ、少くとも六ヶ月はワルデック・ド・ルサールがこれに拘束されると計算したためだと付け加えている。

ワルデック・ド・ルサールは国民高等法院に出頭することがなかった。九月九日、四四人の被拘禁者が殺された虐殺にまきこまれ、彼は死んでしまった。

議会制導入前のフランスにおける大臣責任の出現はきわめて稀だが、一三五六年の三部会、一七八七年の名士議会の事件ともに本質において政治的なものであり、ワルデック・ド・ルサールの訴追もまた同様であった。この三つの事例は我々が英国憲法史の中で示唆した結論と矛盾せず、むしろこれを確証するものである。

通説によると大臣の刑事責任制は大臣責任制の最初の形態であり、これは全く刑事的なものであるとされるが、これまでの研究により、この通説への疑問を提起することが可能であろう。

その起源において、国民の代表又はそれに代るものは政治責任制の確立をめざした。これは英国では成功した。仮にフランスではこれが挫折したとしても、これは用いられた責任制度の形態にその理由があるのではない。後に下院のメンバーが刑事責任制を用いて告発をより力あるものにした。しかし、刑事訴追が本来の目的であったことは稀である。

古典的シェーマを逆転させ、我々は政治的責任制の先在を信ずる。刑事責任制の出現も、多少とも混合的ではあるが、その性格は本質的には政治的であった。

(c) Desmattes: op cit., p. 88-91; Buchez-Roux: Histoire parlementaire de la parlementaire Revolution francaise, 40 vol. t XIII, p. 320; XII, p. 412,

第二部 裁判官の時代

フランスでは四回にわたって、その職務犯罪につき訴追された大臣を裁くために司法高等法院が召集された。この四つのケースの研究が刑事責任制に関する本部の主目的である。しかし、刑事責任制の発現は単に刑法学の問題であるに止まらず、同時に憲法学の問題でもある。裁判手続は訴追手続の存在を前提とする。我々は四つの裁判だけでなく、訴追の妥当性の審判者である代議院で論議された多くの弾劾事件についても検討しなければならない。これによって、弾劾が単なる刑事法的関心からではなく、それとは全く別の考慮から行われていることが理解される。そしてここから、刑事責任制の本質がうかがわれるはずである。⁽¹⁾

(1) Desmattes: op. cit., p.101

第一編 代議院での訴追

訴追までいたらなかった十二例の弾劾の不成立の理由は三つに分けられる。

大多数の場合は弾劾が単なる政治的謀略であった。これは特定の人又は政策の信用失墜を目的としている。告発者自身も弾劾の成功を信じていない。他の二つの場合（これは少ない例だが）は、弾劾の不成立はより通常の理由によつ

ている。

第一章 謀略としての弾劾

第一節 弾劾が特定人の信用失墜のみを目的としていた事例

この例は王制復古（一八一五年）以後二回を数える。第一の例クロゼル・ド・クーセルグ（Clausel de Coussergues）によるデッカーズ（Decazes）の弾劾はあまり興味あるものではない。これは政治責任制の欠如を繕うものであった。逆に、第二の例ラベイ・ド・ポンピエール（Labey de Pompieres）によるヴィエール（Villèle）内閣の弾劾は今日なお興味深い。なぜなら、弾劾されたときには既に大臣の職を去っていた者達に関する事件だからである。

1 Clausel de Coussergues に対する Decazes の弾劾（一八二〇年二月一四日）

一八二〇年のはじめ、当時首相兼内相であったデッカーズは極めて激しく、不当な攻撃にさらされていた。特に、彼の穩健な政策が非難的であった。二月一三日にベリ（Berry）公がオペラ公演の場で暗殺されると、彼に対する憤激は頂点に達した。王制の将来は明らかに不安なものと思われた。ベリ公に今後生れる子のみが王位の継承者でありうると考えられていたからである。人々は直ちにデッカーズの穩健政策がこうした事態を招いたものと攻撃した。

翌一四日、Aveyron の代表議員であり、破棄院の判事でもあるクーセルグは報告書の朗読が終るやいなや登壇し、

大臣の訴追について法規定はないが、このような審理の当然の帰結として代議院は内務大臣デッカーズをベリ公暗殺の共謀者として訴追すべきであると提案した。この提案は審議されなかったが、デッカーズは彼に対する攻撃の猛烈さに、数日後には辞任してしまった。

クーセルグはその提案を詳しく布衍する時間的余裕を得なかったが、彼の短い演説だけでも事の本質は明らかであり、やや厳しさを欠いたと言うことが、一体いかなる意味で暗殺の共謀あるいは国家叛逆に当たるのか。彼の政策が罪(最初の演説の後、このように新たな訴追提案が行われた)に相当するのであろうか。刑事責任制の名に値するものから、これほど離れた事例はない。告発者は、後にデッカーズに対する訴追提案を公刊しているが、これには次のような弾劾項目が見られる。弾劾第一〇条「ある場合に、特赦の効果を失わせることにより、国王の政府を嫌悪すべきものとせんと図ったこと」、第一三条「自己の目的に利用するため六〇人の貴族を任命させることにより貴族院の権利と名誉に背いたこと」、一九条「二三条「デッカーズが国教、すべての他の宗教ならびに普通の道徳律に及ぼした侵害」」。以上のことから告発者の意図の真意は明らかであろう、代議院がこれを取り上げなかった理由ははっきりしないが、この告発のショッキングな内容を見て、遠からずデッカーズが辞任することを確信したからではないか。少くとも、代議院が刑事責任制の正当な考え方にもとずいてこれを斥けたのではないようである。

(1) Clausel de Coussergues: *Projet de la proposition d'accusation contre M. le duc Decazes, à soumettre à la Chambre de 1820*, Paris, 1820

2 Labbey de Pompières 伯爵 Villèle 内閣の弾劾 (一八二八年六月一四日)

フランスの弾劾制度(佐藤)

本事件は大臣は職を辞することによって弾劾は、最終的に不成立になったとは言え、これが長期にわたり、詳しく論議されたことを忘れることはできない。この内閣の危機は一八二七年末に訪れた。ヴィエールを首班とする内閣は、その成立時に支持した市民層も含めてきわめて不評となった。そこで内閣はシャルル一〇世に議会の解散を求め、実現させた。選挙母体への工作や数多くの行政的圧力にもかかわらず、反対派が多数を占めた（四五〇議席中二五〇議席）。国王はやむなくヴィエールをあきらめ、マーチニャック（Martignac）に組閣を命じた。

辞職によっても訴追を求める声はやまなかった。一八二八年六月一四日にボンピエールは訴追提案の趣旨を長々と開陳した。彼は大臣たちの辞職は無罪放免を意味するものでないことを主張したのち、次のような罪状を指摘する。あらゆる官職に国家の敵を引きこみ、既存の諸機関、制度を憎悪したこと。法律を制約しあるいは執行を怠ったこと、宗教的不寛容や恣意的免職等。長々とその理由をあげ、結論として、①国王を人民から孤立させんとした点で国王への叛逆、②国王への信頼を失わしめようとした点でフランスへの叛逆の罪にあたる、とした。

議会の左派はこの提案に賛意を表明し、次のような形で提案を要約することが多数をもって決定された。「代議院は前内閣の構成員を叛逆及び公金横領のかどで訴追する」。

委員会が設けられ、調査を行った。報告者ジロ・ド・ラン（Giroud de l'Ain）が七月二一日の本会議に結論をのべた。議場は超満員であった。

報告者はまず、特別法がないための訴追全般にわたる困難さをのべ、続いて各大臣が各省の公文書の公開を拒んだため調査が不十分であることを指摘したのち、一三箇条の訴追項目について分析を行った。彼は直接に各項目の根拠ありやなしの議論にうつるべきだと主張したが、より提案への支持の強い議会の左派は予算の表決終了まで議論を

延長するよう求め、これが可決された。⁽²⁾ このような事態の表面だけを見てみると、議会在刑事責任制を正しく理解して、補充調査の結果、大臣たちの容疑が晴れ、訴追が不成立に終わったかのように考えられるが、実はそうではない。議会はシャルル一〇世が新内閣への不満を利用し、議会の休会中を機にヴィエールとその仲間たちを再び政権の座につけるのではないかと疑っていた。そこで訴追提案をペンディングにすることによって、再任への封鎖をはかったのである。この点をこの時期の議会史の証人であるデュヴェルジェ・ド・オランヌ(Duverger de Hauvange)はつきりと主張している。⁽³⁾ ヴィエールの人柄や失政いかんは論議と全く関係がなかったのである。これは「バルテルミーも言うように全く政治的事件であった」。⁽⁴⁾

そのほかの主な弾劾事件としては、

(1) ネー(Née)元帥弾劾事件 本事件は、貴族院が初めて刑事に関して憲章による裁判権を行ったものである。ネー元帥の寝返りに関して王党派の憤激は甚だしく、政府・貴族院もこの潮流にまき込まれた。軍法会議は無権限を宣告した。王党派のサロン(Salons)は代議院を襲い、代議院議長レーヌ(Laine)は直ちに大臣達に覚書を送り、大担かつ強力に行動を起すべきこと、貴族院に対しては迅速に裁判をなすべきことを勧告する。リシュリユー(Richelieu)公は貴族院でネー元帥を大叛逆罪および国の安全に対する侵犯の罪で弾劾すべきであると言明し、元帥は法院で審理されたが、被告人の顧問 Berryer およびデュピン(Dupin)は議院に司法法院としての権限を規定する法律が制定されるまで裁判を停止し、軍法会議でなされる審理が法院で再開されることを求めたが退けられた。一八一五年一月一日および一二日に命令が制定された。第一の命令は、憲章三三条に基づくもので、元帥が一八一五年三月二〇日ナポレオンのフランス復帰を準備した行動に参加したことにより大叛逆罪および国の安全に対する侵犯で弾劾されたことに対し

て裁判を行うべきものとし、貴族院に対しこの裁判のため法律の提案と同一の形式を守ることを命ずる。貴族院議長は、公判中被告人を訊問し、弁論を指揮する任務をもつ。現職大臣およびパリー王立法院の検事総長から成る委員会が弾劾を命ぜられる。

第二の命令は、議院の判定の根拠になる弾劾状の作成に關して、規定し、さらに弁論は憲章六四条によつて公開であり、被告人は顧問に補佐されて出頭し、刑事訴訟法典の特別法院のための形式に従つて証人の聴取、調査、弁論、判決およびその執行が行われる。最後に貴族院が適当と判断すれば判決は被告人が不在でも公開で補佐人の前で行うことはできる。かくて貴族院の一八一五年一月六日の判決は、元帥は同年三月一三日および一四日夜侵奪者の使者を迎えることを承知した。一四日は Jura 県 Lens-le-Saunier の公けの広場で敵への叛逆罪および投降を促す宣言を読み上げた。侵奪者は、その軍隊に合流し、集合を行う命令を与え、彼自身先頭に立つてその集合を行った。大叛逆および国の安全、政府又は王位繼承の正当の順序を変更又は破壊したこと、これらは刑法典七七条、八七条および一〇二条に定める重罪であるが、之等の罪並びに共和五年霧月二一日法律一章一条および五条の定めにより一三九対一七票の大差で死刑に処せられた。⁽⁶⁾

(2) Cadet 街事件 本事件は陰謀の徒が広範圍の集團の烽起を準備し、一八二〇年八月一九日逮捕された。⁽⁶⁾それは反乱実行の前日であつた。二一日国王の命令で貴族院は召集される。本事件でも極右派は、これは左派の仕業だとし、貴族法院でカヴェッツ(Kavez)のように司法の行動を拡大しようとするものとモル・セモヴィン(Môle Semoville)のようにこれを制限しようとする人々の間に戦端が開かれた。調査委員会は、人々が訴追の中に加えようとした数名の代議士および将官の逮捕を拒否する。貴族法院は出版物によつて侮辱され、これに対する侮辱罪としてドラボー・ブ

ランク(Drapeau Blanc)の編集者を法廷に出頭させた程である。七月一六日法院は三名を死刑・他は禁錮又は釈放した。

(3) バイオーヌ(Bayonne) 取引事件 本事件でも貴族法院は、⁽⁷⁾同様の独立性を実証する。スペインへの軍隊侵入の際、軍当局がウヴァール(Ouvrard)と締結した有償契約は世論を激しく刺激した。パリー法院は事件の審理に当たったが、被疑者の中に二人の貴族がいたので管轄違いを宣告した。一八二六年二月一日に貴族法院に事件が回送され、三月の審理の後ポリタリス(Portals)は嫌疑者である二人の将校の無罪を宣告する。然し貴族法院の一部には責任をオーグレム(Angoulême)公にまで及ぼそうとする空気は強かった。七月二日ポリタリスは高官の疑惑を退ける内容の報告書を提出した。ある者は之等を弾劾しようとした。大多数はこれを拒否し、八月三日の判決で、すべての被告は無罪となった。ウヴァールと五人の共犯者が違警罪として移送され罪状の未遂として処理された。

(4) 一八三四年およびパリーの叛乱 一八三四年四月リヨンおよびパリーに大規模な叛乱が起こり、フランス全土に陰謀が張りめぐらされたため事件の審判に当たるのは貴族法院のみと考えられた。同年四月一五日国王の命令で貴族法院はリヨン、パリーの叛乱事件を審判することに決した。審理は一二箇月続き、二〇〇〇人が逮捕され、被告人の所属する政党は訴訟を不可能にし、司法活動を阻止する闘争を展開する。新聞は貴族法院に中傷と脅迫を展開し、政党の幹部は防衛委員会を組織して裁判官、政府および社会の告発者となる。被告人は職権で弁護士との交渉を拒否する。五月五日弁論は開始されたが、前日叛乱軍が入口附近で烽起したので実力でこれを抑圧し三〇〇〇人の逮捕者を出す仕末、二一人が出席し、弁護士依頼権を請求し、それが得られない限り弁論を承知できないと主張する。そして貴族法院への移送決定および弾劾状の閲覧を聞こうとしない。いわゆる怪物訴訟といわれた所以である。法院は防禦方法を準備するため法院に出頭を促された被告人が出頭を拒否し、その抵抗が暴力および叛逆の頂点にまで達した

とき調書が作成され、それが指摘されると裁判において無視してよいとした。この不断の闘争の九月の後、被告群は次々に裁判に付せられ、一〇六人が有罪とされ、一八三六年一月二三日の判決で流刑となる⁽⁸⁾。

(5) ファイエスキーの犯罪 貴族院は、一八三五年七月二八日四月訴訟が終ると直ちに時限爆弾を用いてフランス国王フィリップの暗殺を企てたイタリアの無政府主義者ファイエスキー (Fieschi) の犯罪を裁判するため司法法院として召集された。この犯罪は世論を激昂させ、Saint-pelage の牢獄は軍隊で守られねばならなかった。弁論で正式の陰謀及び共犯関係は立証されなかったがファイエスキーをモレ (Morey) 及びペピン (Pépin) とともに死刑、ボイロー (Boireau) を二〇年の強制労働に処した⁽⁹⁾。

(6) ナポレオンの犯罪 一八四〇年 Boulogne の犯罪の後、囚われたナポレオン及び五三人の共犯者の中でナポレオンのみ貴族法院に送致された。審理は短期間で、九月二八日共同被告人とともに貴族法院に出頭した。判決はナポレオンに城塞での終身拘禁を宣告し、共犯者一四人は流刑から二年の禁錮までの刑に処せられた。

(7) 貴族法院は、そのメンバーである貴族に対し裁判を行う。一八三〇年 Kergolay 伯に対し国王に対する中傷的言辞をもって行われた宣誓拒否について審理し、また一八三二年許可で私立学校を開設したモンタランベール (Montanbert) に対して審理した。一八四七年五月五日国王の命令は刑法一七九条及び四〇五条によって定められた犯罪の被告人であるキュービエール (Cubièrre) 將軍の裁判を行うため貴族院を召集する。貴族法院での審理の結果、フランス貴族、破棄院長であり元土木大臣テスト (Tesse) に対し、彼が鉱山の特許に關し莫大な金銭を受領した瀆職罪の嫌疑が明らかとなったので、六月二六日テストの審理を開始した。その際、貴族院は代議院から何等の訴追も受けていない。法院の報告書はいう。「大臣がその資格において嫌疑を受けたとき、国王の勅令により代議院の事前の訴追

がなくとも貴族院に出頭させるといふ結論には賛成し難い。即ち大臣は、代議院によって訴追されなければ貴族院に出頭を命ぜられるべきではない」と。

(8) 一八四八年五月一日事件 検事総長の弾劾状によれば一八四八年五月一日の直接的又は新聞を通じて宣伝に基づきバスチュール広場に多くの者が武装して集合した。ここで人々を奮起させるための演説が述べられ国民議會に向つた。先頭には人權協會 (Société des Droits des Hommes) の代表者たちがいる。彼等は国民議會を占拠し、市民ブランク (Blanc)、アルベール (Albert)、ローラン (Rollin)、バルヴエ (Barbes)、ラスパージュ (Raspail) は政府の委員會を構成し、臨時政府を宣言する。やがて国防軍は議會の援護に駆付け、判徒を鎮圧した。破棄院は、一八四九年一月一七日の判決の結果ブランキ (Blanqui)、フロッテ (Flotte)、バルヴェ、マーチン (Martin)、ラスパージュ等二〇人が政府を破壊することを目的として犯罪をなし、市民を武装させて内乱を誘導したことにより、又クルルテス (Courtais) コーシディール (Cousidière) 及びヴァイレール (Villain) は之等の共犯として起訴した。翌一月一六日司法大臣 Barrot は国民議會に対し司法高等法院に被告人を移送し、この法院が Bourges に集合する旨の命令の草案を提出する。この草案は法の不遡及の原則を侵害して被告人に帰責される事実を支配するものとする事で攻撃された。草案は一月二二日確定的に採用され、二人の被告人はこれに対して上告した。破棄院は、「被告人の行為は刑法二九一条によって明白に定められ加辱の刑罰によって処罰される。刑法八七条は国王の權威および王位繼承の順位を保護するもので、現在は適用があり得ないとしても同条の最初の規定は完全に効力を失つたものとなすべきではない」。司法法院の無權限については「被告人の不服は一月二二日の国民議會の命令を直接に目的としている。この命令は破棄院に付託されない。破棄院の權威は司法權から派生する判決にのみ及ぶべきものである。無權限に関する問題は、必要があ

れば司法高等法院に提出される抗弁の形式の下にのみ論議され得るに過ぎない」という。

これに対し一八四九年三月八日の判決では、司法高等法院の管轄権は、憲法九一条に、その根拠を持つ。同条によれば、この法院は国民議會の特別の命令によりこれに移送する国の対内的対外的安全に対する重罪、侵犯又は陰謀のすべての被告人を審理する。この命令は司法とは異なつた職責の団体から発生するものだから、それによって付議された裁判所が移送を理由付け政治的考慮を離れて、かつ既判力を維持した過去の判決から得られた権威を別にして被告人の弁護と完全に合体する法律抗弁を審査し判定することに障害を与えるものではない。本件で法の不遑及の原則の侵害を基礎とする異議申立ては適法に高等法院の審査に付し得る。最後にそれは高等法院に五月一五日の侵犯に関する弾劾を移送する決定によつても既判力の性格を持つ何等の判決によつても明示的に判定されなかつた。この結果凡ゆる名義で被告人はこれを提出することができ、それが法律の中に根拠を持つかを判定することは高等法院の権限に属する。高等法院はバルヴェおよびアルベールを流刑に、バンキン(Banquin)を一〇年、ソヴリエール(Sorrier)を七年、ラスバリュを六年、フロッテ、ケンチ(Quenti)を五年の拘禁に処する。その他欠席した被告にもそれぞれ刑が言い渡された。⁽¹⁰⁾

- (2) この議論は結局行われなかつた。しかし、一八二九年二月一九日に Eusèbe de Salverte が再開を主張したのに対し、Rabhey de Pompierres が左派の要求に応じて提案をとり下げたことを確認しておく必要がある。
- (3) Duvergier de Haurault : Histoire du Gouvernement Parlementaire, 1870-71 T. IX p. 628
- (4) J. Barthélemy : L'introduction du régime parlementaire en France sous Louis XVIII et Charles X, Paris 1904 p. 251
- (5) 山本桂一・フランスの司法高等法院 Haute Cour de justice・国家学会雑誌(11)七四卷五・六号二七頁。
- (6) 山本・上掲論文(11)二九頁。
- (7) Lair, op. cit. p. 239. 山本・上掲論文(11)三〇頁。

(8) Lair, op. cit. p. 244f. 山本・上掲論文(11) 三三頁。

(9) Lair, op. cit. p. 246. 山本・上掲論文(11) 三五頁。

(10) 山本・上掲論文(11) 四二頁。

第二節 政策の信頼性減少のみを目的とする弾劾

議事に希望を持ってない党派は、政府の政策に対する国民の信頼性を失墜させ、来るべき選挙戦で有利な地位に立とうとして、訴追の提案を行う。理由の正当性や成功の可能性は考慮の外である。このような手続の乱用以外のなにものでもない手段はかなり多く、以下にのべる六つのケースがあげられる。

1 ギゾー(Gizot)内閣に対するオディロン・バロー(Odilon Barrot)の弾劾(一八四八年二月二二日)

一八四六年の解散に続く選挙は政府の大勝利に終わった。政府は以前にもましてあらゆる改革、選挙権者の範囲の拡大や代議院議員と公務員の兼職禁止などに反対の立場を強めた。反対派は国民への働きかけを決意した。これが宴会作戦の出発点だった。警察署長は治安にとって危険な政治的示唆を禁ずる権限をもっていたが、この規制を「宴会」の名目でかわそうとするものであった。問題となった二月二二日に第一二街区で予定された宴会名目のデモは翌二三日にわたって多くの民衆が参加し、街にはバリケードがきざられる騒ぎとなった。バロー等の改革派議員も当初はこれに参加するつもりであったが、結局は警察側の強い介入で下りてしまった。これは慎重な選択ではあったが、臆病」ともとられかねなかった。この後退を繕うために指導者の一人であるバローが提案を決めたのが内閣の弾劾であ

る。彼が五三人の代議院議員の署名を添えて提出した訴追案は七項目からなっていたが、いずれも抽象的な内容(例・第一項目・フランスの名誉と利益への叛逆)であった。この提案はその場では読み上げられなかったが、この提案の討議が二日後の二四日にのべられたために議員は皆その内容を察知していた。内通者からこの議事日程の通報を受けたギゾーは英国に亡命し、ルイ・フィリップも国外に逃れ、支配体制は崩壊した。

この提案の意味は完全に明らかである。提案自体が刑法上の犯罪行為とは全く関係がなく、政治的反対意見の表明にすぎなかった。提案者自身も処罰の可能性を信じておらず、政府の交代さえ意図していなかったのである。バロー自身⁽¹⁾のちに、政治的示威をとりやめたあとの市民の勢いをまぎらすための議会での論議にこれを向けたものだと言明している。

2 オテイロン・バロー内閣に対するレドゥル・ロラン(Ledru-Rollin)の第一次弾劾(一八四九年一月二七日)

一八四八年四月のデモの挫折、制憲議会選挙における社会党の敗北、活動的左翼運動家の投獄により、政府は思うままに反動政策をとれるようになった。政治結社の活動は一八四八年七月二八日の政令により厳しく規制されていた。そして、さらにその存立すら否定せんとする動きが弾劾の誘因となった。一八四九年一月二六日、内務大臣フォウシエ(Faucher)はあらゆる政治結社の存在を禁ずる法案を提出した。この審理につき緊急手続が要請された。緊急手続の採用の是非を審議した委員会の報告者セナルド(Senard)は、一方で政治結社の社会への危険性を認めながら、他方、政治結社の数と活動が縮少傾向にあること、これが規制ではなく権利の廃止になることを考慮して、これほど重大な問題を簡略な手続に付すまでの緊急性がないとした。議会が政府の要請を斥ける票決をした直後に、この法案の違憲

性を主張したレドゥール・ロランは一連の政府の行為が共和制憲法に反することを理由に、同憲法九一条にもとづく裁判にかけるように訴追提案を行った。提案は票決に付されることなく、却下の報告が二月三日に行われただけで終結した。レドゥール・ロラン自身も議会がこれを斥けることを充分承知のうえで、自分達の党派の意気を高め、法案の成立を遅らせ、彼等が真に憲法の擁護者であるとの印象を国民に与えることを目的として提案を行ったものである。⁽¹²⁾

3 オテイロン・バロー内閣に対するレドゥール・ロランの第二次弾劾（一八四九年六月一日）

一八四八年のイタリアは多くの革命の舞台であった。ローマでは法皇ビオ九世の逃亡ののち、成立した共和政府はオーストリアの干渉をうけていた。そこで仏制憲議会はこの干渉からの保護を目的に軍隊を派遣していたが、この遠征は指揮が悪く、誤解を招いた。戦いにおいてフランス兵とローマ市民が対立し、この遠征自体の当否が問題となった。六月一日に新たな血なまぐさい戦闘があり、政府は当時一般にローマ問題と呼ばれ、全国民の興奮をかき立てていた問題について議会での質問に応じた。レドゥール・ロランは最初に立つて、政府の憲法違反を追及した。⁽¹³⁾ すなわち、憲法前文第五節の規定に反してその武力を自由抑圧のために用い、議会の同意を得ずに戦端を開いたというのである。そして彼は演説のしめくりとして、「もはや質問の必要はないほどに事態は明らかであり、なすべき唯一のこととして議長の下に責任ある大統領及び大臣の訴追提案を提出するだけである」とのべた。首相はオーディノ（Oudinot）將軍のとった措置を弁明したが、レドゥール・ロランはこれに対してさらに激しい調子で応酬した。議場は大騒ぎとなったが、結局は政府支持の議事日程案が可決され、質問は打切られた。残るのは訴追提案の取扱いであった。直ちに委員会が任命され、翌日までに結論を報告するよう求められた。同委員会は派兵のやむをえなかったこと

をみとめ、訴追提案却下を答申した。レドゥール・ロランは議決の引きのばしをはかったが成功せず、訴追案は多数の反対で否決された。左翼の大半は棄権に回った。

政府の活動は委員会の言うほど潔いものではなかった。ローマ派兵は過剰反応の一種であったといわれている。⁽¹⁴⁾ オディロン・バローのとった措置も制憲議会の勧告に沿うものではなかった。しかし、訴追に値する行為であったか否かの穿さくはあまり意味がない。ここでも当事者の狙いは全く別のところにあり、まさしく手統の濫用である。レドゥール・ロランは訴追提案により大臣たちを司法高等法院に送致せんとしたのではなく、政府にとって屈辱的な形で政治的論議をおこし、弁論の関心を引きつけんと試みたのである。進歩派は選挙戦に敗れ、議会に期待を持たないために直接に大衆への働きかけを行っていた。六月一日の示威運動はそのためのものであったが、これに対する景気づけにこの六月一日の訴追提案が利用されたのである。この点はすべての歴史学者の見るところが一致している。いずれにせよ、憲法の定める大臣の刑事責任制とはほど遠い事件であった。

4 Berryer 及び Louis-Napoléon Bonaparte の弾劾 (一八五一年十一月一日)

立法議会の議員たちはルイ・ナポレオン・ボナパルトを司法高等法院に送致する投票の前に逮捕されてしまった。⁽¹⁵⁾

二月二日の朝、議会に向った議員たちはブルボン宮(フランス下院)の入口が軍隊により閉鎖されているのを知った。議会の解散・普通選挙制の採用・戒厳令布告を知らされた議員たちのうち二五〇〜三〇〇人程は一時頃パリ第一〇区の区庁舎に集り、副議長ブノワダジー(Benoist d'Azy)の下で会議を開いた。事態に興奮した議員たちはベリエール(Berrier)の提案した大統領ルイ・ナポレオン・ボナパルトの罷免と彼を司法高等法院に送致することを宣言

した命令を拍手をもって採択した。その少し後に兵士達が議場に侵入し、議会はこの軍の侵入の法的根拠に異議を唱えて反抗しようとしたが、実力にはいかんともなしたがたかった。何人かの議員が連行された。その夜、自発的に代議院の訴追をうけたかは不明だが、司法高等法院が破棄院の建物で開廷された。しかし、法院は任務遂行への物理的障害があることを確認して翌日から停会となり、その後開かれることはなかった。法的抵抗はここで終わった。

この一連の議員たちの抵抗をどう評価するかは様々の説があるが、最近では議員たちの行動に真剣さが欠けていたとする見方が出て来ているのが注目される。⁽¹⁶⁾ デランドル (Deandrie) は前から、パリ第一〇区庁舎で開かれた議会が理念だけのものであったこと、左翼議員が欠席していたこと、下層労働者、市民層への働きかけがなかったことを指摘しているが、これについてギルマン (Guillemin) は代議院議員たちが本当のところはルイ・ナポレオン・ボナパルトの作るべき新体制に反対でなかったからだと説明している。⁽¹⁷⁾ 彼等の狙いは普通選挙が再導入された場合の選挙民に対する反対の立場を公にし、しかも法的効果を生じない点で最適の手段であったといえる。

5 ジュール・フェリー (Jules Ferry) に対抗するデラフォス (Delafosse) とラントサン (Laisant) の弾劾 (一八八五年三月三〇日)

一八八五年当時ジュール・フェリーはすでに二年間政權の座にあったが、これという業績がみとめられなかった。改革派ではあるが革命派でない立場の政府として、右翼に対抗するとともに左翼にも人気がなかった。この両翼は政府の具体的政策についてしばしば反対の点で一致し、特に植民地派兵に関して厳しい態度をとった。この植民地問題が政府にとって命とりとなった。⁽¹⁸⁾

一八八五年の初めに派兵経費の支出がかるうじて可決され、三月二八日にはこの問題をめぐる議会の釈明要求が難航のすえに回避された。この際どい時点でインドシナからの苦戦の報告がとどいた。反乱は鎮圧されたと知らされていたにもかかわらず、届いた報告はランソンからの仏軍の撤退、ネグリエ (Negrier) 將軍の戦傷を伝えるものであった。議会の反対勢力は勢いづき、倒閣の好機到来と攻勢を再開した。ジュール・フェリーは二億フランの戦債の補正予算を提案したが、演説はしばしば弥次で中断された。急進左翼の領袖クレマンソーは鋭い調子で政府批判を行い、訴追請求を示唆した。議事は反対派の主導で進み、政府の辞職の意思が議長を通じて伝えられた。しかし、それだけで議会は鎮まらなかった。極右派のデュラフォスと極左派のレッサンはこれを利用して各々に訴追案を提出した。いづれも内容は植民地戦争非勢に関する政府の責任を問うものであった。この提案に関する緊急手続の要求は斥けられたが、提案の検討が委員会に委ねられた。

委員会の討議は迅速に行われた。委員会では訴追の内容があまり実質を持たないことが認識された。ジュール・フェリー内閣は植民地戦争を前の内閣から引継いだだけであり、議会の同意なしに開戦したというのも事実に反していた。政府を断罪するなら歴代内閣をはじめ多数のものを併せて処罰しなければならない。このような立場から委員会は提案の棄却を結論とした。

この報告をうけた代議院は七月四日の本会議でこれを議題とした。新たに首相となったアンリ・ブリッソン (Henri Brisson) が最初に演説し、政府の名において「非難の時代の再開」を避けるよう求めるとともに、このように求めるのはこの問題の審議中止の要請ではなく、この討議で審議の停まる期間をできるだけ少なくしてほしいからだと付け加えた。賛否の論議の中でデュラフォスは本當の狙いが普通選挙にあることをはしなくも漏らしてしまった。代議院は

圧倒的多数をもって委員会の報告を承認した。この事件もまた訴追が低次元の復讐の手段として、そして選挙めあてに用いられた例といえる。

6 クリーゲル・ヴァリモン (Kriegel Varimont) シュール・モッホ (Jules Moch) に対する告発

(一九五〇年一月二四日)

一九五〇年の国民議會は過熱状態にあった。討議の問題が、ドイツの再軍備、兵役義務期間の延長、ナチス・ドイツへの協力者の赦免、私学への国庫補助など、客観的検討には向かないものが多かった。議論はとげとげしいものとなり、何回か暴力がふるわれるといった事態さえあった。こうした情況の中で大臣の刑事責任を問う雰囲気が生じて来た。すでに休会前に二回にわたって共産党が大臣の訴追を試みて失敗していた⁽¹⁹⁾。この二回はあまり重要性をもたなかったが、最後の試みは大きな政治危機につながった。

問題は印度支那戦線をめぐる情報漏洩事件で、これをフランス政府がひた隠しにしていたのを米国のタイム誌が暴露したことに端を発する。議會は早速調査委員会を設け、ルヴェル (Revers) 將軍、マスト (Mast) 將軍および内相ジュール・モッホの責任追及を開始した。一月二四日に行われたこの委員会の結論をめぐる本會議の中で委員の一人クリーゲル・ヴァリモンはとくに激しい調子で政府を非難するとともに、内相ジュール・モッホを司法高等法院に訴追するよう提案した。政府はモッホ内相一人だけでなく、政府全体が訴追の対象となっているものと考え、これの議決を引きのばそうとしたが、共産党が先決問題とする動議を出したため失敗した。しかし、司法高等法院送致に必要な絶対多数が得られなかったため(賛成三五、反対二〇三、棄権三七、欠席者一〇〇以上)訴追事案は成立しなかつ

た。しかし政府にとっては有難くない投票内容であった。与党の票が賛成及び棄権にかなり流れ、欠席者も多かったからである。

この提案をすることで野党側が狙ったのは成否のはっきりしないジュール・モッホの司法高等法院送致よりも政府を窮地に立たせ、選挙での有利な立場を得ることであった。野党の意図は投票によって相対多数であっても多数が得られると、与党内からも批判票が流れ出したことを証明し、内閣は倒れざるをえなくなるということにある。ジュール・モッホの狙われた理由は、その対米政策及び西独再軍備問題での立場が与党内でも批判が多かったからである。また、与党の中にはイニシアティブこそとらないが、一種の内政危機状態を作り出し、それによって用意されつつあった憲法改正、選挙制度改革を引き延ばすことを考えるものたちもいた。そして新聞は連日印度支那戦争をめぐる疑惑をかき立てるといった状況の中で、好機を選んで行われたのが、この訴追提案であった。これは主要な新聞ル・モンド、コマンテ、ル・ポピュレール・ド・パリ等の編集者も同じ見解を明らかにしているところであり、首相も同様の見方を数日後の議会で発言している。

結局この策謀は部分的成功しかおさめなかった。政府は確かに投票の結果を不信任の意思表示とみてオリオール大統領に辞職を申し出たが、大統領はこれを慰留し、議会ではっきりした支持獲得をしよう求めた。政府は釈明の場を設けたのちに、ジュール・モッホへの信任と政府の支持を確認する動議を圧倒的多数で可決せしめた。

(11) Odilon Barrot, *Mémoire Posthumes*, 3^{ed}, Paris 1875-76 t. I p. 513.

(12) Desmottes, *op. cit.* p. 114.

(13) Desmottes, *op. cit.* p. 116.

- (14) Felix Ponteil : 1848, 2^{ed} 1947 p. 204.
- (15) Desmottes, op. cit. p. 119.
- (16) Deslandres : Histoire Constitutionnelle de la France t. II p. 456.
- (17) Henri Guillemin : Le Coup du 2 décembre p. 363-4.
- (18) Desmottes, op. cit. p. 121.
- (19) 一九五〇年三月二十九日 対象となった大臣は Gouin, Moch, Pirnau.
一九五〇年五月五日 対象となった大臣は Ramadier, Queille.

第三節 時機を得ない弾劾

前節では政治的性格の告発、つまり政治的動機で提出され、放棄された告発をみて来た。次に、基本的には刑事法的考慮により放棄された弾劾をとり扱うつもりである。この二者の中間的な事例として、内容上は刑事問題であるが政治的理由で斥けられたものを本節で扱いたい。

1 グレヴィ (Grevy) による五月一六日内閣の弾劾 (一八七七年一月二二日)

第三共和政下での最初のそして、おそらく最も重要な大臣の刑事責任追及の例はいわゆる五月一六日危機に関連している。一八七七年五月一六日マクマオン (Mac-Mahon) 大統領はジュール・シモン内閣の辞表をうけとり、代議院の求める急進派ガンベッタの代りに、自らの好みに合うド・ブロイ (de Broglie) 公爵および右派に組閣を命じた。代議院はこれに猛烈に反発したが、有効な反撃手段を得られず、ようやく六月一九日に議会は信任していない旨の決議

をするにとどまった。この対立・紛争の解決のためマクマオンは六月二五日に元老院の賛成を得て代議院を解散した。^(31a)

選挙戦は過熱した。両派ともこれが単なる議席や憲法の解釈の争いではなく、倫理・哲学さらには、生き方の争いであることを知っていた。特に政府側はカトリック教会を心の支えとする伝統的価値観・社会秩序の維持のために必死の戦いを行った。それだけに選挙期間中の政府の干渉は熾烈を極めた。例えば、行政文書用に蓄えられた印刷紙や揭示用白紙を与党候補にわりあてるなど、候補者の後援に全行政機構が動員された。さらに違法との攻撃に備えて政府の訴訟代理人が裁判所・検事局等に待機した。こうした公然たる策略にもかかわらず、選挙は共和派の勝利に終わった。

ド・ブロイ内閣は、このように明白な国民の不支持の前に辞職せんとしたが、大統領は直ちにはこれを許さなかった。そこで新たに召集された代議院の最初の仕事は、アルベール・グレイヴィ (Albert Grey) が提出した「五月一六日以来、選挙に違法な圧力行使する目的でなされた行為に關し議會調査を行うことを任務とする委員会設置の決議案の討議であった。言葉は多少やわらげられてはいるが、訴追提案であることは付加された説明により明らかであった。この案文は分離して取扱うべき二つの課題を提示していた。すなわち、一つは委員会の設置の是非で、これはすぐに肯定の答が出た。他は訴追するか否かで、一八ヶ月の後に否定の結論に達した。

グレイヴィの決議案には二つの理由が付けられている。第一の理由は選挙への圧力と不正の存在で、これにつき代議院は正確な認識を得る必要ありとする。第二の理由は、第一のもののほどはつきりしないが、その内容はこれに劣らず重要である。すなわち、「代議院の普通選挙を尊重し、擁護すべき義務は、この選挙の結果にしたいと口では

言う者たちが、結果的には結論を曲げられなかったとは言え、なりふりかまわずこれに影響を及ぼし、国民主権に叛逆を企て始めているだけに、一層敵しいものとなっていることに鑑み……」としている。これは、訴追提案という異例の方法をとることの實質的説明でもある。この二つの理由に続いて、三三名の委員から成る調査委員会の設置と、その任務を三ヶ条にまとめた提案が付けられている。議長は直ちに議事を停止し、この提案の検討を小委員会に命じた。翌日、小委員長レブロン (Leblond) は全面的にこれを支持する報告を行った。しばらくの論議ののち、票決が行われ調査委員会は提案通り設置されることに決定した。

多数派はいかなる理由で政府との抗争にこのような例外的手続をとろうとしたのか。いいかえると、懲罰動議ではなく調査委員会の設置という手段をなぜ選んだのであろうか。政治責任制の発動の前提として刑事責任制を置いたものなのか。一般的に歴史家はこの点にふれていない。デランドル (Deslandre, Hivoire Constitutionnel de la France : Paris 1932-33) は唯一人例外的にこの点を説明している。それは、選挙期間中の数々の不正行為に対する憤激と復讐心に理由を求めている。しかし、審議経過をみるとこれだけでは不十分のように考えられる。代議院議員たちの態度を決めたのは二つの事実認識であった。

第一は、言うまでもなく選挙における著しい不正行為に関するものであり、第二は、議員たちの考える議会制の原則を執行府が侵したことである。第一の選挙における不正として議員たちを特に刺激したのはその計画性と規模の大きさであり、これは公認候補の決定に明瞭にあらわれている。しかし、これだけではかくも異例の方法の選択には不十分であつたろう。決定的理由は政府による議会Ⅱ国民主権の無視であった。これはレブロン (Leblond) やグレヴィそしてレオン・ルノー (Léon Renault) の演説等から知られることであるが、政府が代議院多数派の意思とかけはな

れ、その決議等を見無視・黙殺する挙に出たのである。議会は他のあらゆる抗争手段をすでに用い尽していた。国民は議會の方を支持した。それでもなお政府は権力の座にとどまっていた。

五月一六日内閣の行為に関する調査委員会は非常に多くの仕事をした。いくつかの小委員会に分れてフランス全土を調査し、多くの証言と証拠書類を集め、一八七九年三月八日に最終報告書が提出された。これに関する討議は三月一三日に行われたが、事実問頼よりも次の二つの理論的問題に集中した。

(1) 訴追は刑法典による犯罪認定に限定されるのだろうか。

(2) 法律的に理由のある訴追を政治的理由で斥けることができるかどうか。

第一の問題は、ヘンリー・ブリッソン(Henri Brisson)が取扱った。彼は憲法違反、法違反、職務上の義務違反、官有紙の窃取、体制に対する陰謀等の事実をあげ、これを刑法典の罪名と結びつけて、公務員の義務違反と叛逆罪を摘示した。報告者のとった方法を誤解してはならない。彼にとって法典は有益な導き手であるが、義務的なものではなかった。よるべき原則について彼は、法律の違反があれば犯罪があるが、その認定について裁判所は常に自由を保持すると考えた。一八七五年七月一六日法第一二条の定めるところにより大臣につき定められた特別の責任制度は、大臣がその職務上犯罪を行った場合に発動されるが、また、たとえ法律の定めの外にあっても、委ねられた権限を犯罪的に乱用した場合には責任を生ずるとブリッソンはいう。そして、大臣がその法的権限を国の利益に反して用いた場合に、常に叛逆罪が成立するとも言っている。

議論の中でレオン・ルノーに答えてブリッソンは、裁判機関の機能は同時に立法的であり、司法的であると言う。そして、パンジャミン・コンスタン、ブロイ等を引用しつつ、すべての訴追討議において、訴追する議院も裁判

する議院も、立法者の権限と裁判官の権限を同時にもつ——犯罪を認定し、刑罰を定める権限を有する——という (J.O. 1879 p.2027)。

但し、この問題はこれ以上深く論議されることなく終った。皆の関心の的であった問題は、法的に充分理由のある訴追を政治的便宜を理由に斥けることが出来るかどうかということであった。この頃、既に共和派の勝利は確定し、コミューンから五月一六日までの抗争は収拾段階に入っていた。政府は各党の指導者と交渉して、委員会の結論を斥ける方向に議論を誘導せんとした。議論は予期した通りに進み、多くの議員たちは問題が本質的に政治的性質をもっており、正義と衡平より便宜性の観点を優先させねばならないと考えた。ヘンリー・ブリッソン (Henri Brisson)、チャールス・フロケット (Charles Floquet)、メジエ・ド・モンジヨ (Madier de Montjau) 等の議員はこれに反対する演説を行ったが、採決の結果、三一七対一五九の大差で委員会の結論を斥け、弾劾された者たちを元老院に送致しないことが決定された。しかし同時に代議院は、「五月一七日及び一月二三日の内閣の犯罪的行為の審判は国民の良識に委ねるとともに、内務大臣はこの決議をフランス全土に掲示するものとする」との決議を採択した。実質的に代議院は一切の弁明なしに被告たちを裁いたことになる。

一八七七年と一八七九年の決議は純法律的見方からすれば根本的に矛盾している。弾劾は弾劾すべき内容が詳細になり、充分な根拠を得た時点になって放棄された。しかし、政治的観点から見ると完全に一貫している。一八七七年には、体制の順調な発展と延命のために例外的手段が必要だったのであり、一八七九年には逆に、体制のためにこの手段は封じられたのである。

(20) Desmottes; op. cit., p. 128—137.

第四節 理由なしとされた弾劾

以上三件の弾劾だけが正常とよびうる条件において失敗に終った。大臣の行為が一般の憤激をかうような疑惑につつまれたが、代議院の調査の結果、弾劾には理由がなかったことがわかり、正当にも、司法高等法院への送致は拒否された。

1 シゼイ (Cissey) 將軍に対するレサン (Laisant) の弾劾 (一八八〇年一月九日)

セーヌ輕罪裁判所に係属したジャン・ウェステイヌ (Jung-Westigne) の審理の中で証拠として提出された二通の手紙から、シゼイ將軍が国防大臣という地位と権限において士官の私事に干渉したとの疑惑が生じた。疑惑は將軍がドイツと通じた女性と関係をもっていたことが詐欺的な契約を結ばせた等と新聞により書き立てられた。將軍はこれを根拠なしとし、書き立てた新聞編集者を名誉毀損で告訴するかまえを見せた。しかし、これに先手を打つ形で、当の新聞編集者であり、同時に代議院議員であるレサンはこの問題の調査委員会を設ける提案を決議案として代議院に提出した。將軍の敵も味方も調査そのものには異議なく、直ちにこの設置が決定し、しかも緊急手続で行うように命じられた。⁽²¹⁾

一月二三日に設置された委員会は精力的に調査活動を展開したが、弾劾を裏付ける証拠はなく、委員会は全く理由なしという報告をまとめた。代議院本会議も一八八一年四月九日にこの報告を採択し、事件は落着した。

2 ミルラン (Millerand) のレイナル (Reynal) に対する弾劾 (一八九五年一月一四日)

一八八三年に二つの鉄道会社の社債に利子補給に関する保証の契約を議会は承認した。しかし、この契約の条件にははつきりしない部分があった。一〇年後に新たな義務に関する条項の起草に際して先の契約の疑問点が明らかとなり、対立がおこった。すなわち、利子補給契約の期限が一九五六年まで続くのか、一九一四年からは新契約に切りかわるのかという問題であった。代議院において政府は一九一四年説を唯一ありうる解釈として説明した。しかし、会社の要請をうけたコンセイユ・デタは請求者にずっと有利、すなわち国庫にとってはより不利益な解釈を示した。

ミルランは一八九五年一月一四日にまず政府に質問状を提出した。政府は一八八三年の契約当時とは変っているが、不当な解釈をのべた責任を問うたものである。政府は総辞職の道を選んだ。

ミルランの攻撃の相手は政府だけではなく、一八八三年の契約当事者であった元公共事業大臣レイナルを正式に告発した。契約の重大な部分を議会に報告しなかったこと、レイナルと会社との秘密取引の可能性等が疑惑として主張された。調査委員会の設置が決定され、会社の経理を細かく調べる専門家まで含めて広範囲の調査を行った。そして、レイナルが契約当時、会社側の意図を全く知らなかったことがすぐに明らかとなった。委員会はレイナルについて訴追の理由なしとする結論を出した。本会議での審議は一八九六年二月三、四、六、八、一〇、一一日の六日間にわたって行われたが、これは多くの代議院議員が一八八三年の契約を公式に攻撃していたためだけで、実質はなかった。最後に、委員会の報告は圧倒的多数をもって採択された。⁽²²⁾

3 ルブレ (Lebre) のメルシエ (Mercier) 將軍に対する弾劾 (一八八九年六月五日)

メルシエ將軍に対するルブレの告発は、そのイニシアティブが代議院ではなく、政府にあった点で特に興味深い⁽²³⁾。一八八九年六月三日、破棄院大法廷は一八八四年二月二日パリ軍事裁判所がアルフレッド・ドレフュス (Alfred Dreyfus) に対し下した有罪判決を取消した。破棄院の取消理由のうち次の二点が我々の関心の対象である。第一は、重大な手続違反、すなわち、ある証拠書類が秘密のうちに軍事裁判所に送付されていたことである。第二は、事実問題で、ある証拠書類が偽ってドレフュスと結びつけられていたことである。この判決をめぐり右翼は激昂し、大規模なデモが行われた。デュピュイ (Dupuy) 首相はこの鎮静をはかるために一連の措置を命じたが、その一つとして、国璽尚書ルブレに書簡を書かせ、破棄院の取消の理由を根拠として、一八八四年に国防大臣として秘密書類を予審判事へ送り、とくにドレフュスと無関係の文書を彼に関連づけたメルシエ將軍の司法高等法院送致を示唆した。訴追の法的根拠として、刑法第一一四条 (大臣や公務員による個人の自由の侵害行為) が指摘された。

六月五日の午後の本会議で議長は国璽尚書の書簡を読み上げたが、読み上げが終るや否やリボー (Ribot) が演壇に上り、政府が訴追のイニシアティブをとるのは議院の特権の侵害であると抗議した。この意見の対立は大問題であった。すなわち、大臣がどこに対して責任を負うかということで、大臣責任制度の本質にかかわるものであった。この本質が刑事的性格に専らあるとすれば、政府は刑事的に処罰さるべき事項に関してはすべての知りえた事実を関係機関に伝える義務を負うことになり、逆に政治的性格が専らであるとすれば、イニシアティブは議会にのみ属することになる。

この議論は、しかしこれ以上は続かなかった。手続問題で票決に敗れることを心配したメルシエ將軍の反対派は国

軍尚書の手紙を議事録から削除し、議員の名による新提案に切りかえることにした。これにより、イニシアティブは議会に移った。

右派の議員ラジ (Lafayette) は軍事裁判所より先にこの裁判を行うことは不可能であると主張した。メルシエ將軍を司法高等法院へ送致すると、軍事裁判所での最も重要な証人を失格させることになる、というのである。これに対してヴィヴィアーニ (Viviani) 等は破棄院の判示内容の重大さを指摘してこれに反対した。この両派の議論の中で、多くの代議院議員は当惑し、結論はしばらく見送りとされてしまった。一九〇〇年一二月にドレフュス事件関係者の刑事訴追を一切時効とする法律が可決され、この事件は再びとり上げられることがなかった。

これまで、訴追不成立のケースとして、三つのケースをあげて来たが、この最後のケースがどれにあたるかはつきりしない。二以上の理由の混合とみることも出来る。このように訴追提案不成立の例をみていると、大臣の司法高等法院送致を目的としない弾劾は、懲罰決議の代りとして用いられることが少なくなく、又、議場内のかけ引きより、選挙向けの策略であったりするものもあった。大臣の司法高等法院送致を目的とするものは、いわばより「正常な」様相を示す。ここでは手続の政治的性格は弱められ、手続は全く議會内内的となっている。このケースでは大臣はすでに現職をしりぞいている例が多く、選挙との関係もまずない。政治情況も比較的平静な場合が多い。

(21) Desmottes: op. cit., p. 138.

(22) Desmottes: op. cit., p. 139.

(23) Desmottes: op. cit., p. 141—145.

第二章 司法高等法院へ送致された弾劾

第一節 シャルル十世の諸大臣事件

ルイ一八世の死後、シャルル一〇世の反動政策が初まる。⁽¹⁾そこでは王党派が支配勢力を占めていた。この支持の上に立つポリニャック(Prince de Polignac)内閣に対し、自由派・純理派・共和派が連合して反政府同盟を結成し、一八三〇年代議院が内閣不信任案を可決した。そこで国王は代議院を解散するとともに一八三〇年七月二六日の勅令によって言論、出版、結社の自由を制限して厳しい選挙干渉を行った。これに対する反動がいわゆる七月革命である。即ちMoniteur(政府広報紙)は四つの勅令を公布した。第一の勅令は、新聞の自由を禁止し、二〇頁以下のすべての出版は事前に勅許を要することとなった。第二の勅令は、選挙が終って間もない代議院に解散を命じた。第三の勅令は、選挙法を改正し、選挙人資格を厳しくするものであり、第四の勅令は、選挙人団に新たな選挙を命じるものであった。このクーデターに対して新聞人は反対の声をあげ、市民はバリケードを築いた。七月革命はこうしておこった。大臣たちは逃亡し、シャルル一〇世は亡命した。

これに先立って国王は挑発的と思われるメンバーで組閣した。一八三〇年五月二日に議会は政府が民心と決定的に離れていると警告したが、国王は大臣を罷免する代りに議會を解散した。新しい議會も反対派が多数を占め、国王は憲章(Charter)に反して、四つの勅令公布に走ったのである。

七月革命がおこると直ちに議会は開会し、八月六日にユウセーブ(Eusèbe)、サルベルト(E. Salverte)は「代議院は国王に対する報告及び一八三〇年七月二五日付勅令の審署者たる大臣達を叛逆罪で告発する」とする提案を行った。この提案の説明は八日後に行われた。この中で提案者は、この内閣の行政を成立時にさかのぼって究明し、汚職から市民を敵とした軍備増強までを弾劾事由にしている。そしてサルベルトは結論として、「一八三〇年まで存在していた憲章の文言からしても、これらの行為が叛逆罪にならないとしたら、責任制は幻となり、法は一個のフィクションと化し、正義は言葉だけに終ってしまふであらう」と述べている。

この提案の審議の可否については、全会一致で可決された。これは正直な数字というより、国民の間の大臣への憎悪があまりに強いために他の方法を知らなかったからである。審議を可とするのは訴追決定への第一歩にすぎなかった。

この提案を付託された委員会は二つの問題を代議院に対し提起した。一つは全く法律的な問題で、その調査権の範囲の確定の問題であり、他は特殊なこの事件にかかわるもので、最終報告の採択と大臣達の貴族院送致で終るものであった。委員会の報告書はいう。

代議院は刑法第九一条、一〇九条等の中に叛逆罪の構成要件を見出す。しかし叛逆の語は刑法典の中には存在しない。委員会の報告書はいう。「叛逆罪に適用される法的定義の不存在を補充すべきものは弾劾する代議院であり、裁判する貴族院である。このような訴訟行為は司法的であるのみならず必然的に立法的人格をもつ。事実この点に關し訴訟手続を規律する権力が事実の罪名を定め、刑罰を決定すると同時に、これらの事実に関し判定し、法を創設し、判決を宣告するため直ちにこれを利用する」。

委員会は最初の会合のときから、大幅な権限を与えられなければ、その任務を全うできないことを知った。そこで委員会は次のような決議の採択を代議院に要求した。「本院はサルベルトの提案を検討するため任命された委員会に對し、七月二五日付勅令の審署者たる諸大臣の訴追に關して、予審判事及び審理部が有するすべての権限の行使を認める」。

この問題は考えられたほど容易なものではなかった。眞の問題は、代議院にこの授權の根拠となる権限があるか否かであつた。ある考え方によれば、訴追する権限とは檢察官が裁判所に被疑者を起訴する場合のそれと同じであつて、訴追が可決されたのち何人かの代表が貴族院で眞實の發見と処罰に必要な措置の要請に行くだけになる。もう一方の考え方によれば、代議院の権限はもっと大きく、檢察官と予審判事の権限をあわせたものに相当する。したがつて、予審の権限はもちろん、令狀發給權さえもつことになる。これについて、憲章第五條が大臣を「裁判する」權限を貴族院のみに与えていることから第一の説をとる者、委員会の「この権限がなければ訴追の権限は空しくなつてしまふ、とする立場から第二の説をとる者が互いにその主張をくりかえした。結局、訴追・予審・裁判という三つの權能を兩院に配分する形で、代議院も予審權限をもち、貴族院も補充調査權をもつという妥協的評決がはかられ、委員會の要求は投票總數二七九のうち一八六票を得て可決された。

授權をうけた委員會は直ちに調査活動に入り、ベランジェ (Berenger) は九月二三日に、逮捕された大臣のうち四名の貴族院送致の結論を代議院に提出できた。⁽²⁾ この報告でベランジェは、ルイ一八世の就任以来の宮廷人及びポリニャック公のひきいる大臣達の悪行の数々をあげ、七月二五日の勅令が彼等の年来の計画を完成するものであることが確認されたとした。さらに、軍に対する政府の指示に關して、市民を虐殺し、弾圧するための命令が出ていたことは

否定の余地がないとも付け加えた。ベランジュは結論として、国家の安寧に対する裏切りと陰謀の疑いにより大臣達を貴族院に送致するよう求めた。

本会議の審議は九月二七日に行われ、一二人の議員が演壇に立った。うち六人が委員会の結論に様々な理由から同調し、六人は反対であった。反対論の中には、被疑者たちが叛逆行為をしていないとする論もあったが、憲章第一三条を引いて、大臣責任は国王の無答責との対応でしかありえず、シャルル一〇世が王位を去った以上、たとえ違法事実があったとしても、大臣達の責任は問えないとしたベリエール(Berrier)の主張が注目をひいた。この議論の中でこの問題の権威者バジャミン・コンスタン及びデュヴェルジエ・ド・オランヌ(Duvergier de Hauranne)の沈黙が特に注目された。票決は各大臣について行われ、七名 (de Polignac, de Peyronnet, de Chantelaune, de Gernon Ranville, d'Haussez, Cappellet, de Montbel) の大臣がすべて送致と決定された。

この送致決定の性格は微妙なところがある。一見すると被疑事実は刑事法違反に相当するものと思われ、刑事的性格が目につくが、より深く検討すると事態はより複雑である。第一に訴追に賛成した代議士がすべて大臣の行為を充分に知っていないこと、すなわち、多くの者は叛逆行為とはいえないが、政治情勢からみて送致はやむをえないと判断していたのである。第二に、刑法典が引かれているからといって、代議院が大臣達を刑事手続的に裁こうとしたわけではなく、代議院の大勢はこれに反対でなかったというだけにとどまる。要するにこの訴追決定は純刑事的なものではなく、刑事的性格と政治的性格をあわせたものであった。

(1) Desnottes, op. cit. p. 149.

フランスの弾劾制度 (佐藤)

(c) Desmoties, op. cit. p. 154; Archives parlementaires de 1787 à 1860, 2 série t LXIII. p. 188—193; 643f.

第二節 L.J. マルヴィの弾劾

一九一七年をボアンカレは「混乱の年」とよんでいる。すべての者がすべての者を疑った。陰謀という言葉がすべての者の口にもぼった。事態は情報屋が途中の無名の人をとびこして、開戦以来、国の安全の責任者であった人物、直接にマルヴィ内相を攻撃したときにドラマチックなものとなった。^(c)某国のバリ駐在大使はこう書き送っている。「人は実のところ国内問題に熱中していて、軍事問題には関心をしめしていない……国内問題とは、要するにマルヴィ事件である」と。

反対派からも共感をよぶ政治的人物もいるが、マルヴィはそんな男ではなかった。開戦以来、その内相在任は多くの代議院議員の支持によるものであった。マルヴィの疑惑の人物アルムレイダ(Almeryda)との永年の関係もボンネット・ルージュ事件を契機に明るみに出た。一九一七年七月二日に行われた議會での追及の中で、疑惑は明確な敵対に変わった。元老院議員クレマンソーはマルヴィの、敗北主義者の策謀抑圧における無力、外国人の監視の不充分、スキャンダル追究の失策等を攻撃し、断固としてこのように言いきった。「お前はフランスの利益を裏切ったのだ!!」。議論は二時間にわたって続いた。首相が発言し、この結果信任の表決が行われたが、マルヴィは辞任の道を選んだ。しかし、この彼の行動は予期に反して、熱気をしずめるには至らなかった。クレマンソーはその主宰する *L'Homme enchaîné* 紙上で攻撃を続け、一〇月に入るとレオン・ドーデ(Léon Daudet)は大統領に書簡を送り、その中でマルヴィが一九一七年の失敗に終った軍事攻撃計画を敵にもらし、その後の軍隊内の反乱を扇動したと告発した。

政府は数日後にマルヴィへの中傷を非難する声明を発表し、その代りにマルヴィが「国家の利益のために」中傷者を訴えないよう求めた。しかし、さらに重大な事態は続く。内閣の危機のあと、クレマンソーが組閣を命じられ、その信任演説の中で、「平和主義者」及び「半裏切者」をばげしく攻撃し、アルベール・トプ（Albert Thomas）の質問に答えて、「どこにも裁判官がいるように、マルヴィについても裁判官が存在する」とした。

マルヴィは政治的かけ引きの機先を制し、自らの正当性を主張する裁判所を選ぶために、翌々日、自ら代議院に対し、元老院へ訴追する理由ありやと問いかけた。

一九一七年一月二日の本会議でマルヴィが出した訴追提案文が読み上げられた。それは「本院は元内務大臣がその職務上犯した罪につき訴追する必要があるか否かを検討するために、三三人の委員からなる委員会を設置する」という案文であった。会議を中断したあと、すぐにこの決議が付託され、異論なくこれが可決された。直ちに任命され会合した三三人の委員の多数はマルヴィに対して好意的であったが、同時に、責任ある決断をする気もなかった。彼等は直ちに訴追理由なしとするが、あるいは少くとも訴追の色をうすめたいと考えた。結局、賛成一二棄権一七という票決で、犯罪容疑には一切ふれず、マルヴィの元老院送致のみを結論とすることを決めた。

一月二八日本会議で報告に立った委員会報告者ピエール・フォルジョ（Pierre Forget）によると、委員の多数はマルヴィの無罪を信じたが、手続をそこで停止させることを妥当とは考えなかった。事態がこれほど国内をゆるがせている以上、きちんと決着をつけることが国益にかなうものであり、これはまたマルヴィ自身の求めたところでもありと彼は説明した。

本会議ではこの報告をうけて、さらに犯罪事実を究明する必要ありや否やをめぐって激しい論議があつたが、この

提案は圧倒的多数をもって斥けられた。このあと、次の訴追がほぼ満場一致で可決された。

1 一九一四年から一七年の間に共和国内で、かつその内務大臣としての職務の遂行上、敵に我国の軍事上及び外交上の計画を通報し、特にダーム街道での攻撃計画を知らせたこと。

2 同じ期間、同じ共和国内において、内務大臣としての職務の遂行上、軍隊内の反乱を煽動して敵を利したこと。
適用条文——刑法典七七、七八、七九、八〇、八一条。である。

代議院の採択した提案の性格は、案文そのものの及び、マルヴィがこれを提出し、代議院議員たちが採択した動機を考えるとすぐに明らかになる。

提案の最も重要な部分で用いられた疑惑法 (reslerai) が特徴的である。「マルヴィのおこしたと考える事項は……」と、条件法が用いられているのがその証拠であり、ここに多くの代議院議員の気持が表われている。マルヴィ自身のこの行動の動機も興味深い。彼は一月二八日の会議で、自分に関する疑惑を晴らすことが自らの名誉を守ることであり、同時に全国民の利益につながるものであるとしている。いつまでも疑惑を残すことは、とくに戦っている者たちに対して悪影響を及ぼすと考えたのである。

代議院議員の多くは、マルヴィへの尊敬を失っておらず、むしろこの提案により彼の無実が厳粛な形で確定されることを望んでいた。結局のところ、マルヴィの容疑事実を明らかにするために送致を決めようと票を投じたのはごくわずかしかなかったのである。多数の意図は政治的考慮にもとづくものであった。マルヴィ事件における憲法上の問題は代議院が予審裁判所として被告を審理し各種の証拠を蒐集する権限を有するかどうか単なる檢察機関として行動するかどうかについて議論が岐れたのであるが、一八七五年の憲法以来の先例によれば、弾劾事件について代議院

が予審裁判所として行動するもので有罪を下す為に先づ事件を審理し被告人に関する各種の証拠を蒐集することになっている。しかしこれに反対するものは、代議院は予審機関ではなく単なる檢察機関に過ぎないとして起訴以前に審理をなす法的権限はないというのである。本件においては代議院は、この両説何れにも加担せず被告人自身の要求により何等の手續をとることなく直ちに起訴した。

貴族院の裁判管轄権についても議論が岐れ、高等法院は単に刑罰規定の犯罪のみならずその職務執行に際し、大臣の犯した重過失をも裁判すべきであり、大臣はその行為が一市民としては犯罪に該当しないが国家の重大な利益に反する場合には処罰されるべきであるとして憲法のいわゆる“crimes”は、その意味で広義に解釈されなければならないと主張した。然るに貴族院は、この説に従わず起訴の対象となる行為を犯罪に限定し、これで足りるとした。さらに処罰に関しては、貴族院が受理した事件につき自己の欲する罪名を付し、任意の刑罰を科しうるかどうかが問題となった。あるものはこれを否認したが、貴族院も司法機関である以上、罪名、量刑すべて刑法の定めによるべきとしたが、貴族院の決議は、これに従わず叛逆罪の罪名を捨て、瀆職罪となし、他方刑として刑法第一六七条の權利剝奪の刑をとらず流刑に処した。

被訴追者自身の要求という手續により代議院は事前の予審なしにマルヴィを元老院へ送致した。第三共和制下ではじめて大臣がその在任中の罪につき裁かれることとなった。大急ぎで起草され、一九一八年一月五日に票決された法律が手續規定として適用されることになった。⁽⁴⁾

この事件はフランスの司法高等法院のことを知らうとする者にとって最も重要な事件である。この事件がひきおこした議論は、当該事件の枠をこえ、すべての政治的裁判機関の権限の問題をふくんでいる。

(c) Desmotes: op. cit. p. 158. Sharp: The Government of the French Republic, 1938, p. 296. Williams: Politics in Post-War France, 1954, p. 302 note 47.

(4) Desmotes. op. cit. p. 210.

第三節 ヘレの弾劾

一九一九年以来、選挙結果は左右にゆれていた。この例によれば、一九三二年には左派の勝利が予測された。しかし、この予測の実現は常に例外的政治情勢により代りうるものであった。この情勢の一つにタルデュー (Tardieu) の政権があった。彼はイギリス風の世論誘導とアメリカ流の宣伝を駆使し、そのやり方がデマゴギーをふくんでいたことは否定できなかった。このため、タルデューにはかなり敵ができていた。レオン・ドーデ (Léon Daudet) は *L'Action Française* 紙でこれを「驚異」 (mirobolant) と呼んでいた。左翼はこの政府に対して、これまでかつてなかったような容赦なき戦いをいどんだ。調査委員会の設置提案もこの一部であった。⁽⁵⁾

一九三〇年一月、左翼は外交政策、財政政策等をめぐり政府を攻撃したが、いずれも決定打にならず、新たな攻撃の場を探さねばならなかった。そこで、モネ (Monnet) 及びダラディエ (Daladier) から別々にオーストリア問題の責任に関する調査委員会の設置の提案が行われた。この提案が「スキャンダル探しである」との非難が直ぐにル・タン (Le Temps) 紙上にあらわれた。一月一九日、院内調査委員会は二つの提案に代えて、別の案文を用意した。これは前の二つが表現の上で政治的かけ引きの感を与えかねないためであるとされている。大きな権限をもつ調査委員会設置は賛成一五反対一四棄権一という少差で支持されたが、この票決がこの決定の性格をよく示している。賛成一五

票のうち一四票は従前から政府に反対して来た議員の票であった。委員会はその誕生の時にすでに政治の論理の中に
あることを自ら示したのであった。本会議では政府がこの委員会の結論を受け入れた方が得策としたため、大きな議
論なく設置が本決りとなった。これについてル・タン紙は一九三〇年一月二日付で政府を政治的問題で失脚させ
ようという試みにやぶれたため、金銭をめぐるスキヤンダルという搦手から攻めたものと非難している。しかし、こ
の委員会設置によって世論は微妙に変化し、政府を支持していた民心はこれを離れるかに見えた。元老院はこの数日
後に容易に政府を倒すことができた。

委員会は四ヶ月近い期間をかけて多くの証言を聞き、三五〇点余の書類を集めた。報告は二つの部分から成ってい
た。第一の部分では、委員会の確認した違法事実が報告されており、その中には、金融市場の運営の失敗から不当な
投機を招いたこと、行政上の失策とともに、国璽尚書ペレ (R. Perec) のオーストリア銀行との関係があげられてい
る。ペレは同銀行から理由のない多額の金を受領していたが、これは大臣が同銀行に与えた特別の便宜とみなしう
とされた。⁽⁶⁾

第二の部分では、この違法行為に対する処置が提案されていた。それは次の三つの可能性を示唆していた。①名譽
審査委員会を設置し、同委員会がこれを事実とみとめれば、代議院に対して譴責決議案を提案する。②事件を司法大
臣に送付し、重罪裁判所に審理を委ねる。③ペレ等を司法高等法院に送致する。調査委員会は第三の案を至当と考え
ていた。報告をうけた代議院議員の多くは明らかにされた事実にあまり驚かなかったが、新聞報道で事実を知った国
民は動揺した。議会は政界と財界の結託の問題をしばとりあげた。結局、司法高等法院への送致が決定された。
送致にいたらなかった弾劾と送致に決まっは弾劾とを対比しつつ、我々は次のような疑問に遭遇する。すなわち、

前者の不成功は違法行為がなかったことによるのか、そして後者の票決は濃密な犯罪容疑の推定によるものなのか。これまでの検討は、現実がこれとはるかに遠いことを明らかにした。第一章では送致にいたらなかった弾劾の大半が刑事処罰を目的とせず、譴責決議のより形式的に重大なものという意識で行われ、選挙対策のものが少なからずあることを確認した。第二章で見た例も、本当の制度の趣旨を満足させるものではなかった。正常に行われたシャルル一〇世の諸大臣事件は別として、マルヴィ事件はマルヴィ自身が弾劾を行い、ペレの弾劾の場合も支持に回ったのは彼の朋友であった。この二つの事例とも処罰を求めたのではなく、訴追の棄却によって疑惑を晴らすことが目的であったのだ。いづれにせよ、制度の趣旨からは大きく離れたケースばかりである。その目的と結果が常に多少とも政治的であるような手続は、刑事的手続としての必要条件を欠くものと言えよう。

(5) Desmotres: op. cit. p. 162.

(6) Sharp: op. cit. p. 269 note 15.

第三章 司法高等法院の判決

フランスでは司法高等法院が「人的管轄」として大臣を裁いた例は四件ある。一八三〇年のシャルル一〇世の諸大臣事件、一八四七年のテスト事件、一九一八年のマルヴィ事件、そして一九三一年のペレ事件である。各々その判例を見る前に、各々の枠組となった司法高等法院の組織と権限を見ておきたい。

1 司法高等法院の組織

これから見る三つの憲法（又は憲法的法規）によると、この組織が各々よく似ていることがすぐにわかる。いずれの場合も、大臣が職務上犯した犯罪を裁くのは上院であり、その裁判機構はすべて政治的人物により構成されていた。相違といえば、ごく細部のことで、前二者が強制管轄であるのに対し、他が任意管轄であったことぐらいである。また前二者の場合は貴族は国王の任命であり、後の元老院の場合は選挙によるが、いずれにしても事案の付託以前から議員であつた者しか審理に関与できないので、実質的差異はない。

2 司法高等法院の権限

一八一四年の憲章（Charte）第五六条は代議院が大臣を訴追しうる場合として「叛逆と瀆職」だけに限定している。そして「この罪の性質及び訴追手続の詳細に関しては法律をもって定める」と付加している。この時期に叛逆罪は刑法典に定められていなかったため、高等法院の権限を定めるものは予定された法律のみであつた。しかし、この約束からも知れるように、高等法院が犯罪の認定に完全な裁量を委ねられているという考え方は明らかに誤りであり、この点は次に見る法案準備作業からも知られる。

王政復古の初期に四つの法案が用意されたが、いずれも成功しなかった。そのうち前三者は責任制を厳密に考えるものであり、第四番目のみが「裁量」の考え方に立っていた。

Farez 案——一八一四年八月二三日提出——これは長い時間をかけて代議院で審議され、これを通過したが、一

八一四年末—一八一五年初頭の政治的事件のために貴族院に送られたまま廃案となった。しかし、これに付された提案理由の一節は興味深い。「犯罪の嫌疑をうけた大臣を既存の法律なしに裁き、処罰することは、我国の刑事法の神聖なる原則及びすべての刑事法規を根本から無視し、ふみにじるものである」。

Lally-Tolende 案及び国霊尚書 Pasquier 案——一八一六年及び一八一七年提出——前者は刑事責任の範囲を最も狭く限定した点で、後者は「一般責任と刑事責任」(responsabilité générale et responsabilité pénal)という言葉で、今日いう政治責任と刑事責任を区別した点で、各々注目される。いずれも残念ながら一度も審議されずに終った。

Serre 案——一八一九年一月二八日提出——新国霊尚書の手になるこの案は全く新たな性格を示している。提案理由説明でも裁判の公平と正義のために裁量権の余地が必要であると強調されている。この案も委員会で多くの修正を加えられたが結局最終票決に至らなかった。

一八二〇年から三〇年の間に、もはやこの法案については兩院ともあきらめていた。とくに Serre 案の挫折はその実現可能性をほとんど否定したものであった。その結果、シャルル一〇世の諸大臣事件の審理の際、法律の重大な欠陥が存在したのである。

一八三〇年の憲章は代議院の訴追権限に何ら制約を加えていない。しかし以前の憲章と同じく、高等法院の権限についても何も定めておらず、「大臣及び他の公務員の責任」について定める特別法を予定していた。ここでも又、司法高等法院に裁量権を認めない立場がはっきり示されている。七月王制の初期にも、憲章第六九条をうけた法律の制定が議論され、四つの法案が出たが、これも不成立に終った。すなわち、代議院議員シェール (Cher) 及びドゥボー (Devaux) による案(一八三二年二月三日提案)、『国霊尚書バルト (Barthe) が政府の名によって出した二つの案(一八

三十二年二月二日及び一八三四年一月一日提出）、そして最後に新国璽尚書 Pétis 案（一八三四年二月一日提出）である。これ等はいずれも我々にとつては第二義的と思える檢察官の組織の点がネックとなった。内容面では皆よく似ており、大臣の犯罪を定義する必要性は、すべての案でみとめられていたが、その詳細さの点では困難があると思われる。例えば、ドゥボー案では叛逆罪（*trahison*）とは、国の内的又は外的安全のためとすべき方途に重大な怠慢があるときをいうとされる。しかし、「重大な怠慢」とは何が具体的範疇の行為を指称しうるだろうか。これらの改革案は適法性の原則を尊重してはいるが、この尊重は実行的なものではなかった。しかも少なからぬ者はこの定義の仕方を狭きにすぎるとしているのである。七月王制下の立法をめぐる議論は王制復古時代に胚胎し、はっきりした形をとっていたものを明るみに出した。刑事責任のより厳格な觀念は放棄され、ひたすら大きな觀念が求められた。

一八七五年七月一六日の憲法的法律第一二条第二項は「國務大臣はその職務上犯した犯罪につき代議院により訴追されうる」と定め、同条第五項は、「訴追、予審及び判決の手続は法律をもって定める」としていた。この規定はきわめて曖昧である。第一に「犯罪」(crime)には *delit* (輕罪)を含むと解する余地が充分にある。第二に、基本的には手続規定であるはずのこの法律で裁判所(法院)の権限まで定めうるのであるかどうかはつきりしない。

これにつき肯定的回答を示しているのが一八七八年一月一九日に提出されたパスカル・デュプラ(Pascal Duprat)の案である。しかし、この案は議會では討議されなかった。結局、この法律が定められたのは事情に迫られてのことであつて、ブーランジエ(General Boulanger)將軍の訴追の可能性があつて決まつた「事項管轄」(*ratione materiae*)の一八九九年法、マルヴィの訴追票決の結果出来た一九一八年の「人的管轄」の法がそれである。後者は前者に準拠しつつ、一部所管事項にそう修正を加えている。司法高等法院の権限という根本的問題は一九一八年一月五日の法律では

はつきりと扱われていない。しかし、この法律の第八条が一八八九年四月一〇日の法律の第一五条―三一条を準用していることに注目しておきたい。このうち第二三条は次のように定めている。「被告が有罪と宣告された事実に関する刑事規定が、必要がある場合には刑法第四六三条とあわせて適用される。但し元老院はより軽い刑をもつて本来の刑にかえることは出来ない。」この規定の前半部分は確かにある曖昧さを含んでいる。この点は後にみるマルヴィ判決に関して問題になる点である。

司法高等法院の権限に関する規定は今みて来た三つの体制の下で根本的には異っていない。各憲法は同じように沈黙を守り、これを手続法に委ねており、この手続法は決して票決されることがないか（一八一四年及び一八三〇年の憲章）、あるいは詳細さを欠いている（一八八九年及び一九一八年の法律）。しかし、これまでの検討で司法高等法院に主権的権限が認められていないことと、逆にその活動を嚴格すぎる法の枠の中にはめようとしていないことも諒解されるであろう。これから見て行くように、問題は犯罪の性質で、汚職（これは刑法典に定めがあった）関係のテスト事件とピレ事件は時の流れをへだててよく似ているし、同じようにシャルル一〇世の諸大臣事件はその当時刑法典に規定がなかった点でマルヴィ事件に近い。そして後二者はきわめて大きな政治的激動の中にあつたために、これが判決に与えた影響も無視できないのである。

政治的裁判を行う司法高等法院の権限として政治犯罪に限定するが、共和国大統領、大臣の普通法上の犯罪にするか否かは、フランスの憲法の規定では必ずしも一様ではない。この点に関し *Lair* は共和国大統領および大臣の普通法上の重罪および軽罪に関しては通常裁判所の審理には付せず司法高等法院の管轄権に属することを主張する。それは社会的利益からのみならず被告人自身の利益からもうそうである。政府高官の犯罪が問題となるとき、世論が陪審を

寛大又は放縱に導くことは保し難い。被告人は、通常裁判所の前で恐怖によって勝利を得るか、羨望によって破滅に導かれるか何れかである。⁽¹⁾

共和国大統領および大臣を弾劾するに当って罪刑法定主義を採用すべきかどうかは議論の岐かれるところであるが、上院による大臣弾劾の場合は、この原則の採用については、過去の憲法は消極的であった。第五共和制憲法は、第六八条二項では、この原則を承認していると同時に一九五九年一月二日の組織令は、憲法第六八条二項の定める場合では、予審委員会が弾劾をもたらず決議に示された刑法によって定められる重罪および軽罪とされた事案の付託を受ける⁽²⁾と定めているから、この問題は一応解決をみるに至ったといつてよい。

罪刑法定主義を最初に規定したのは一八〇四年四月一八日の元老院令で、高等法院は、刑法の定める刑以外の刑を科することはできないと定めている（一三〇条）。同じナポレオン治世下の一八一五年四月二日の帝国憲法は、貴族院が大臣を裁判するに当っては、犯罪の性格又は刑を適用するため、それぞれ裁量権を行使すると定める（四二条）。一八四八年一月四日憲法は、共和国大統領は第六八条に定める場合を除き、国民議會の告発に基き、かつ法律に基づく犯罪に関する外、訴追されることはない⁽³⁾と定めるが（一〇〇条）、この点は、一八五二年七月一〇日の元老院組織令により確認され、判決に際し、刑罰は刑法典の規定によって宣告されることになった（二二条）。

これに対し罪刑法定主義否定の立場は、元老院が司法法院を構成していた時代は、それが政治法院とされた関係上、犯罪の命名および処罰は自由になされ、処罰を裁判官の恣意に委せ高等法院は自由に犯罪を定義していた。このような見解は王制復古時代の貴族法院時代に支配した。罪刑法定主義を尊重するか、これから解放されて政治的裁判をなすかどうかは、一八一五年当時の貴族院でネー将軍事件の際、論議を捲き起こした。一八一五年一月四日の会

議で Richbourg 伯は、「司法院として貴族院は、刑法典の規定に従うべきではない。司法院は、政治的公平の大陪審とみされるべきで、自由裁量を備えた最高法院であるといひ、司法院は、刑法典に定める死刑に代えて軍事法典による死刑を適用する権限がある」と主張した。一八二〇年八月十九日 *Leverdanie* 事件において法律の定める追放刑を適用する代りに、一〇年の禁錮刑を提案したが、これは刑法典の規定外のものである。これらの事件を契機に、一八二一年五月、司法院で刑罰の適用に関し、刑罰は法律の定めるものであるから、これを変更しえないとする見解と司法院は裁量権を行使して、法の規定に従う必要はないという見解が対立したが、後者の見解が支持された。一八二八年ポンピエール (*Pompière*) はヴィエール (*Villèle*) に対して何等根拠のない叛逆及び陰謀の弾劾を提案し、議院はこれを受け入れた。

元來貴族院の司法院としての先例は、イギリスであるが、ここでは上院が適切と判定する刑罰を適用するが、議院外の要素で構成される司法院は、刑法に厳しく拘束されるのである。大臣は憲法違反、叛逆罪、瀆職など国に対する重罪の廉で弾劾される。この場合、貴族院に明示的に犯罪を特色づけるため刑を加重するための任意的裁量権を与える。一八三二年刑法典が改正されたとき、*Meilhau* は、刑事に関し貴族院は、重罪法院および陪審の役割を果たすものであり、その政治的性格の本質は、司法的権限の中にはなく政治機関として事実に応用することを適当とする刑罰を選ぶ権利を与えられるもので、従つて貴族院は、政治的司法的行為をなすもので、刑罰を適用する場合も、法院は何か一般的利益であるかを考察する必要があるといふ。⁽²⁾

この点に関して明文の規定もない第三共和憲法下でも論争が引き起つた。デュギー⁽³⁾は、下院は法を定義し、法によつて刑罰が加えられる事実のみを高等法院である上院に付議するに過ぎないと主張したのに対し、エスマン⁽⁴⁾は、下

院は刑事的定義に拘わらず、元老院に対し特定の重過失を付議することはできるとした。前者は刑事に關してすべては狹義の法(droit étroit)によるべきで、司法法院が裁判をなすためには確認した事実の中で刑法所定の重罪の一つも発見し、これに一般法の中心で対応する刑罰を適用すべきであるという。

後者の立場は、一八七五年七月一六日の「公権力の關係に關する法律」第二二条は、「共和国大統領および大臣は代議院によるのほか告発されず、元老院によるのほか裁判に付せられることはない」と定め、この規定は一般法のほかに政治的刑事責任を創設したもので、司法法院は代議院から付議されたとか、その付議された限度で刑法に規定する罪名および刑罰の中に止まる義務をもたない。司法法院はある事實に罪名を付し、これに適合する刑罰をもってこれを処罰する最高の権限を有するという。一九一九年一月二八日マルヴィ事件で、検事総長は、その予審請求の中で、前者の見解をとり、一八七五年「公権力に關する法律」第二二条は、法的意義においてのみ理解されるべきで、刑法典により重罪とされる行為を指すものであるという。この解釈は一八八九年四月一〇日法律第二三条が明白に確認するところであつた。

バルテルミーは、このような見解に反対し、元老院が大臣の過失に対し適切な刑罰を適用することができ、その際、必ずしも一般法の刑罰法に拘束されないことは、大臣責任に実効性を与える唯一の制度で、政治組織における無責任の支配は、フランス民主政における重大な欠陥であるという。大臣の政治的責任は辞任によって妨げられるものではない。大臣の一切の重罪を弾劾することは、立憲的で必ずしも法の一般原則に反するものではない。大臣が刑法典の定める犯罪以外の不正行為、例えば大臣が、重大な過失を犯したとき国の利益を害したとき、これに刑罰を適用する法律は存しないかという⁽⁵⁾と、バルテルミーはこれを肯定し、先例によって明らかにされた憲法がこれであるという。

実際に大臣の免責は、世論を激昂させ、疑わしい処刑は一部の者を不安にする。一九一九年事マルヴィ事件に当たり、元老院は、「司法院の権限は、明らかに憲法によって定義されており、弾劾は大臣に対して重罪と命名された犯罪を明らかにし、この重罪は大臣の職務の行使に当たって犯されたことが必要であり、かつそれで充分であるという」。バルテルミーは、罪刑法定主義の原則の問題としながら先例によって明らかにされた憲法を援用して政治裁判を問題とする限り、刑法の予見しない刑罰、すなわち罷免、一定の公職就任資格剝奪を科するということは論議を呼ぶところであろう。

一九四六年第四共和制憲法は罪刑法定主義の原則を司法院に規定していなかったが、同年一〇月二七日の法律は、第一六条二項で、予審委員会が移送の決定をなすに当たって、「重罪又は軽罪の証拠が充分であると述べ、その重罪および軽罪の性質を決定し、適用条項を示す」ものとし、第二六条二項で、「司法高等法院が宣告しうる刑罰は、通常の刑事的法律の定めるそれであり、それは必要があれば、刑法四六三条により減輕される」とし、第二二条三項は、「法院は、刑法典の限界内でその罪名を変更することはできる」とする。一九四六年憲法は、この点に関し何等の規定もない。第五共和制憲法は、この点を明確にしている（六八条）。

- (1) Lair: op. cit. p. 427. 山本・上掲論文(一) 二二頁。
- (2) Lair: op. cit. p. 223-226. 山本・上掲論文(一) 二五頁。
- (3) Duguit: Traite droit constitutionnelle. p. 407.
- (4) Esmein: Elements de droit constitutionnelle francais et compare, p. 843.
- (5) Barthelme: op. cit. p. 619f. 山本・上掲論文(一) 二二頁。

第四章 汚職関係の審理

ここで汚職(Corruption)というとき、単に贈収賄だけでなく、権勢を利しての利益誘導や不公平をもふくむ広い意味(刑法一七七条〜一八三条)で用いている。ここでは一八四七年のテスト(Teste)事件と一九三一年のペレ(R. Pèrè)事件という比較的政治色の少ない両事件をとり扱う。

第一節 テスト事件の裁判

一八四七年四月、セーヌ民事裁判所で行なわれていた鉱山経営者バルマンチュ(Parmentier)対フランス貴族デパン・ド・キュビエール(Despans de Cubières)將軍の裁判の中で、ある証拠の中から、一八四〇年に後者が収賄の代償として免許に便宜をはかったことが明らかとなった。新聞はこの贈収賄及び利益誘導事件を大きくとり上げ、さらに、當時破棄院長で免許の頃、公共土木大臣の任にあったもう一人の貴族テスト(Teste)についてさらに大きな疑惑があることがその中で明らかになった。

一八四七年五月六日、勅令によりデパン・ド・キュビエールは貴族院に送致された。これに続く予審の中で、將軍だけでなくテスト及び他の二名の端役も予審の対象となっていることがわかり、六月二六日四人は高等法院に起訴された。

公判は一八四七年七月にパスキエ(Pasquier)を裁判長として開始された。列席した貴族の中には子爵ヴィクトル・

ユーゴーもいた。テストは国王に書簡を送り、貴族の地位と破棄院長の職の剝奪を求め、「無実」以外の理由をもって自己弁護したくないと述べた。審理の中で彼は憤慨と気紳さを示し、貴族および一般民衆に好感を与えた。さらに、免許の付与は正常に行われ、意見を求められたすべての機関が妥当の回答をしている。しかし、ある公証人の証言は混乱をもたらした。免許行為は形式の上では正常であるが、また大臣が九四、〇〇〇フランを受け取ったことも否定出来ない事実であるというのである。「テストは一時に一〇歳も年老いたように見えた。頭はぐらぐらと揺れ、唇は力なくとざされた。昨日の獅子はいまや路傍の老爺であった……」とユーゴーは記している。⁽¹⁾

テストは弁明を放棄し、自殺を試みた。一八四七年七月一七日に下された判決はテストを収賄の罪で有罪と認定し、「公民権剝奪、罰金九四、〇〇〇フラン、禁固三年」の刑を宣告した。⁽²⁾

この裁判は目立つものではないが、法律的にはシャルル一〇世の諸大臣事件と同じく重要な問題、すなわち、一つは貴族法院の管轄の問題、他は刑罰の決定の問題をふくんでいた。

(1) Victor Hugo : chose Vue t. I. p. 263.

(2) Desmats: op. cit., p. 180.

第二節 貴族法院 (cours de pairs) の管轄

貴族法院のみがテストを裁く権限をもっていたことは争いの余地がない。彼はフランス貴族であり、憲章二九条は彼の属する議院に排他的管轄権を付与している。しかし、訴訟係属につき多少の疑義もある。すなわち、第一に勅令はデパン・ド・キュービエールしか対象にしていない、し、第二に、テストは彼が大臣だった時に職務上犯した罪で訴

追されているのである。

第一の疑義は結論的には誤っている。執行府の行為は必須要件ではない。仮にテストだけが訴追された場合でも、勅令は絶対不可欠とは言えない。憲章二九条の文言は、貴族法院がその構成員を自ら告発し、裁くことを禁じているとは解されない。また、この点が否定されとしても、一人の者について勅令が出ている以上、この犯罪の共犯を裁くことが可能である。すでに一八三〇年及び三一年に高等法院が、Kergolay 事件及び Montalembert の審理の際にこの原則を確認している。

第二の問題は犯罪事実調査委員会の際に問題となった点で、第一の問題よりはるかに重大なテストのはたしていた職務の性質という問題である。憲章第四七条は、「代議院は大臣を告発し、貴族院に送致する権限を有し、この場合貴族院のみがこれを裁判する権限を有する」と定めている。この「のみが」(seule)の語が前者にかかっていないことが疑義の根源であった。代議院は大臣を訴追できるが、訴追できるのは代議院だけなのか。それとも、この権限は競合的なものか。貴族法院はテストと直接に訴追することにより、後者の解釈をとった。これは手続としては遺憾であった。何故なら、これは明らかに憲章の精神に反していたから。Lair もこの点を同じ立場から批判している。⁽³⁾

貴族法院は疑問の余地ある手続でテスト事件を立件したばかりでなく、明らかに法に違反して刑罰を決定した。判決は福祉施設への寄金とは別に、テストに対して「公民権剝奪、九四、〇〇〇フランの罰金、禁固三年の刑」を宣告した。

収賄に関しては判決が引いているように刑法一七七条乃至一八〇条を適用しなければならない。一八〇条によると、収賄した金品を没収しその行われた土地の社会福祉施設に寄付するものとされている。一七七条は受領した金品

の倍額の罰金を定めている。貴族法院は九四、〇〇〇フランの返済を命じ、当然ながらこれを福祉施設に寄付せしめたが、本来は一八八、〇〇〇フランの罰金を命じなければならなかった。ここでも又貴族法院は「減刑」の権限行使した。しかしこの権限の行使は一般原則の適用として理由づけられるものか（刑法第四六三条）、それとも法院が実定法規から逸脱した違法を犯したのだろうか。第一の解釈が当時（Dalloz 誌の匿名の評訳者により）とられていたが、第二の可能性しかないと明らかにしようと思う。

刑の軽減は、個別的事情に応じて刑の減免をすることであるが、罰金の額の減額はこれにふくまれない（刑法が「収贖額の二倍」と定めている）。また、減刑は個別の事情に応じてなされるべきであるのに、ここでは全体の政治的事情から行われている。そしてこの背景をなすものとして、貴族院議長のパキエ（Pasquier）は年来、貴族法院の主権性の主張者であったことがあげられる。テスト事件審理においてあらわれた違法性は他の意味をもちえない。ここにおいて適用すべき条文は完全に明らかであり、政治的圧力は当時全くなかったからである。

貴族院は司法法院として組織されるとき貴族法院（Cour des Pairs）の名称を持つことになる。これは一八二〇年以後のことで、その名称の示す如く司法的職務を有するとともに本来の立法的機能をも併有する。即ち貴族院は、国の中で高い政治的地位及び調整機能を持つ。従って司法的であると同時に政治的混合裁判所として一種の国家大陪審（Grand-jury National）として承認される。貴族院が司法法院として構成されるようになった理由は、幸にその内部に知識経験において著しく卓越し、何れの世代も経験しなかった最も重要な事件によって教訓を受け、同時に革命主義及び統制主義の暴力から遠去った人々から構成されていたからである。タンブレー（Danthlay）国璽尚書はいう。「貴族院が司法法院として組織されたとき、それは正義のみを欲し、真理のみを求めた、しかしそれは法の手からのみかつ

法が賢明に確立した形式においてのみこれを受けることができる。そして通常裁判所において潔白者を守る。市民の名誉及び生命を後見する一切の形式を存続させることがわれわれの意図である。⁽⁴⁾ 法院は、これに付記された事件に関連する重罪及び軽罪を審理する。

法院は判決に関しては、良心に従って解決しなければならない。一八一五年の勅令は、「意見は裁判所に用いられる形式に従って求められる」という。法院は、この原則に従って忠実に被告人の各々を弾劾の各項目につき高声に氏名の呼び上げをもって行われる。弾劾に関して判断する決定は票決の絶対多数、有罪を宣告する判決は八分の五でなされる。これは刑法第五八二条による。判決は公開が原則、被告人不在の欠席裁判も認められる。⁽⁵⁾

(c) Lair: *Des Haute Cours politique en France et à l'étranger* 1889, p. 217.

(4) Lair: *op. cit.* p. 196f. 山本・上掲論文(一) 一九頁。

(5) Lair: *op. cit.* p. 233. 山本・上掲論文(一) 二六頁。

第三節 ペレ事件の裁判

ペレのスクャンダルに対する世論の関心は調査委員会の設置以来次第に衰え、司法高等法院の議論の際にはほとんど消滅していた。さらに、審理がバカンスで休会中に行われたため、一層政治色は薄められた。この政治的圧力の稀薄さは判決に対する影響の点で注目値する。

ペレ事件⁽⁶⁾では、時代的に異った二つの事実をはっきりと区別する必要がある。

一九二六年、大蔵大臣であったペレはオーストリア銀行の仲介により、イタリアのスニア・ヴィスコサア (Snia

Viaos) 社に大幅な活動の権利を認可した。この決定の動因は大蔵省高官等の強い否定にもかかわらず仲介の銀行関係者との私的会見にあった。このやり方それ自体は必ずしも批判に値するとも言えないが、半年もたたない内に彼がオーストリア銀行の顧問弁護士になったことが事態を困難にした。すなわち、彼は何ら弁護の機会もなく、助言をしたこともないのかかわらず、年に一億フランを受け取っていた。これが以前にしたサービスへの報酬ではないかとの疑問は当然であった。

四年後、オーストリア銀行は架空操作の投資をめぐる事件に連座した。同銀行を嫌疑の対象とする前に予審判事は国璽尚書に意見を求めたが、この国璽尚書とは他ならぬペレであった。ペレは国にとって破滅的事態を招くことを理由に強くこの中止を求めた。この意見表明にも疑惑がもたれた。大臣は私的立場から同銀行に有利な決定を求めたのではないかと。これらの事実は、代議院及び検事総長シェルドラン (Schedlin) によれば、刑法第一七五条及び一八三条に違反するという。一七五条は官吏に対し、職務終了から五年間、監督権限をもっていた事項との一定の関係を持つことを禁じている。ペレは大蔵大臣辞任後に同銀行の弁護士になれるのか。一八三条に裁判官及び行政官に対して「好意又は悪意により決定を下してはならない」としている。一九二六年と一九三〇年にペレは一般利益以外に考慮しなかっただろうか。

司法高等法院の論議は事件の重要性に比べて比較的短かく終った。この審理では多くの被告に有利な証言・証拠が出た。大蔵省元高官はペレが好意で決定を下したことは考えないと語り、オーストリア銀行捜索の延期を決めた判事は、国璽尚書の意見は単なる助言的なもので、自らが自由に決断したと語った。事件は予期されたほど大きくなかった。

検事総長は論告の中で刑法第一七五条の適用放棄を表明した。しかし、書面による弁論では、大臣の銀行に対する直接の監督権の存在を示唆した。

(9) Desmoties: op. cit. p.162, Sharp: op. cit, p.468.

第四節 司法高等法院の判決

司法高等法院の判決理由は法院の主権性の理論 (la théorie des pouvoirs souverains) との関連でみて行く必要がある。⁽⁷⁾

1 一九三一年七月二日付判決理由

審理の後、司法高等法院は訴追全体を棄却した。この判決は二〇七対五五という大差の多数決で下された。

刑法一七五条の禁じている事項について、判決理由は次のように述べている。

「一七五条は、官吏の行政の枠組からの逸脱を局限することを目的としているので、当該公務員の直接の監督に服し、又は恒常的監視下にある企業にしか適用されず、かつ、大蔵大臣は明らかに私企業に対して直接かつ恒常的監督権を有していることに鑑み……」

この理由づけに異論はなく、監督の直接的性格は違法行為の必要条件の一つをなしている。そして、事実においてこの条件は欠けていた。

一八三条適用の問題はきわめて複雑であつた。この条項を斥けた理由を司法高等法院は次のように述べている。

「臆面のない商人であるヴィダル (Gaston Vidal) が元国会議員で元次官という地位を理由に問題となつた決定を至急の手續で得たことは、確かに疑問の余地はあるが、ペレが好意によりこの決定を下したことが確実とは言えないことに鑑み……」。一八三条の罪である「好意や悪意」を客觀的に立証することは難かしい。ごく稀に、異論の余地なくそれと認められる場合はあるとしても、一般的に内心の問題は立証不可能に近い。これまで本条の適用例がないこともこの困難さを証擲づけている。検事総長はそれでも困難と不可能とは別であると主張した。これに対し弁護側は、「丁重に葬られたミイラを掘り出すことの空しさ」を強調した。

証擲と証言から見る限りペレを断罪することは難しく、棄却は必然であつたと言えよう。

2 一九三一年七月二日判決と主権的権限の理論

刑事法の原則に沿つた判決を下すことにより、司法高等法院は、前に同法院が行使した主権的権限の存在を否定することを意図したのであろうか。二つの理由からこれを疑問とする見方がある。

第一に、司法法院はその権限の範囲につき何も言っておらず、もしそれを述べたとすれば制限的立場をとらなかつたであらうこと。主権的権限を有するとしても、常に法外的に判決することにはならない。

第二に、司法高等法院は、ここでも通常裁判所と異なる行動を示している。すなわち、一八三条の適用は不可能としつつ、事件関係者の行為は非難に値するものであつて遺憾であると法外的評価を加えているからである。この付加は、司法高等法院が単に法を具体的事実に適用するだけでないこと、その統制が刑事的なものに限られないことを示

している。これは、銀行の相次ぐ破産に動揺した世論を鎮める一方策であり、政党の意思も否定できないと Gazette du Palais の評釈者は指摘している。⁽⁸⁾ 調査委員会の一人グザビエ・ヴァラ (Xavier Vallat) は棄却の直後に抗議のため辞任した。

テスト事件、ベレ事件の審理ともにあまり知られないものだが、なお重要性を失っていない。両事件とも刑法規定の適用は困難でなく、政治的に特に高揚していたというわけでもないのに、司法高等法院は、なおその独自性を示した。すなわち前の事件の際の必要とも思われぬ減刑であり、後の事件における棄却判決と少くとも驚きに値する理由の組合せである。いずれもそうする必然性がなかっただけ一層意味深いものである。

3 叛逆罪関係の審理

ここでは叛逆罪 (Traison) という言葉を司法高等法院の用いるきわめて広い意味で用いる。それは国の内外の安全に対する侵害を意味している。ここでは一八三〇年のシャルル一〇世の諸大臣事件及び一九一八年のマルヴィ事件をとり扱う。⁽⁹⁾

(7) Desmottes: op. cit. p. 190.

(8) Gazette de Palais 1931, 2, 300.

(9) Desmottes: op. cit. p. 198.

第五章 シヤルル十世の諸大臣事件の審理

この事件は司法高等法院が裁いた事件の中で最も有名なものだが、当時の立法の不充分さが貴族法院に、法律的には批判の余地ある判決を下させることとなった。そこで、ここでは裁判所が法令からの逸脱を最少限にとどめようとしたのか、それとも適用可能性の有無を問わず、刑法典の諸原則を意図的に侵犯したのかを検討してみたい。

第一節 審理手続

貴族法院での審理手続は一八三〇年の一〇月から一二月に行われ、明確に区別され、重要性も異なる三つの段階、すなわち貴族法院の設置、予審の補充、審理に分れる。⁽¹⁾

1 貴族法院の設置

一〇月四日に貴族院の会議は貴族法院の設置を決めた。短い議論のあと、国王の決定が欠けているにもかかわらず、訴追を適法とみてこれを決定したものである。続いて同法院は予審の補充を決め、議長にその実施を一任した。次に、より微妙な検察官の構成を決定しなければならなかった。これは訴追を維持するために代議院が選任した委員のみに限るべきか、それとも国王の指名する検察官をふくめるか。前者の採用がすぐに決まった。二つの異なる權威による訴追の遂行はありえないとの論も言われたが、これとならんで、国王の検察官は法律の適用しかできないが、

貴族院は「法律の適用とともに法律の制定もしなければならぬ」からであるとの、注目すべき議論も出ています。すでに手続の冒頭から、法院は現行法を超越しようとの考え方が出ていたわけである。

2 予審の補充とバスター報告

予審委員会の活動は二ヶ月近くを要した。この間被訴追者の尋問等の活動を精力的に行ったが、実質的に新たな証拠は得られなかった。法院は一月二九日に非公開審理でバスター公の朗読する委員会報告を聴取した。これは事実の客観的分析及び訴追の法的根拠を見出すためのかなりの努力が見られて非常に面白いものである。彼はこの中で、貴族法院がフランスの最高の裁判機関として、実定法規の狭い規制を超越し、衡平と理性の永遠の原則のみに従う権利と権限を有するとしている。

報告の第一の部分は問題の勅令にふれたもので、ベランジュはこれを長期にわたる策謀の一部であることを立証せんとしたが、バスター（Bastard）報告はこの点を回避し、要するに勅令が意味するものは法律を裂き、政府の形態を変えたものにほかならないと言う。

第二の部分では第二義的、副次的な火災事件と元大臣達の関係などの訴追事項にふれ、これらを支持できないとしている。

第三の部分は、最も興味のあるところで、貴族法院に適用さるべき法原則にふれている。この点は後にのべる。ここでは次の点だけ言及すれば良いであろう。彼によれば、貴族院は高等法院を構成した場合にも立法的権能を失わないのであり、従って、具体的な場合に新たな犯罪を定めうるのである。この理論は法律の不遑及の原則に明らかに反

している。

この報告のあと短い討論を経て、貴族法院は自らの権限をみとめる予備的決定を下した。

二月一五、一六、一七日の公判は被告の尋問と証人の証言にすべて用いられた。一八日に代議院の代表委員の一人 Perri が訴追理由を説明した。彼の事実問題に関する主張にはみるべきものがなかったが、訴追に関して新たな法的理由付けを与えた点では特色的であった。彼は、貴族法院が叛逆につき定めた特別法がない場合にも犯罪行為を裁量により定めうる権限を有するとするバスタール伯の主張に異議を唱えつつ、大臣の責任は一八一四年憲章以前は一般的であり、特別法がない場合にかぎってこの責任につき定められた以前の法律を適用できると言う。彼はここに言う以前の法律のうち、特に共和暦八年憲法第七二条「大臣は憲法及び法令に反するすべての行為に責任ありとするもの」を指摘する。

これに続いて弁護側の陳述が行われたが、ポリニャックの弁護に立ったマルテナック (Martignac) は、王朝が交代しており、大臣の責任が国王に対するものである以上、もはや大臣達の責任は問いえないと主張して注目された。貴族法院は二月二一日の午後一杯を討議に費したのち、判決を下した。判決は勅令が「立法権の篡奪」にあたるものであり、大臣達が勅令の実施に努力したことは叛逆罪にあたるとする。

貴族法院は一〇月一日司法法院として構成され、代議院は刑法第九一条、一〇九条の中に叛逆罪の構成要件を見る。委員会報告は次の如くいう。「叛逆罪に適用される法的定義の不存在を補充するものは弾劾する代議院であり、裁判する貴族院である。このような訴訟行為は司法行為であるだけでなく必然的に立法的性格を持つもので、この点に關し訴訟手続を規律する権力が事実の罪名を定め刑罰を決定すると同時にこれ等の事柄に關して判定し、原則を適用

し、法を創設し、判決を宣告するため直ちにこれを利用する」。弁論は二月一五日に開始されたが被告人不在のまま流刑のすべての効果を伴う本国領土内における終身禁錮、他の三人にも無期禁錮が宣告された。⁽³⁾

(1) Desmottes: op. cit. p. 200.

(2) P. Bastid: Les grands procès politiques de l'Histoire, 1957-8 p. 381.

(3) Lair: op. cit. p. 240f ; Desmottes: op. cit. p. 206f. 山本・上掲論文⁽¹⁾ 三〇頁。

第二節 判決⁽⁴⁾の法的価値

一八一四年憲章第五六条は大臣の刑事責任について次のように定めている。「大臣は叛逆又は汚職の事実についてのみ訴追される。この犯罪の性質及び訴追の手続については特別法をもって定める」。シャルル一〇世の大臣達は叛逆の事実についてのみ罪責を問われるはずであるが(彼等は汚職の疑いを全くかけられていない)、憲章の予定した法律は未制定であり、一八一〇年の刑法典は叛逆罪に言及していない。したがって貴族法院の権限はフランスの法律に定義されていない。したがって、何の刑罰も定められていない。犯罪を構成する事実の審理に限定されたのである。このような場合には、法律的には当然訴追を斥けるべきであった。

政治的情勢を考慮に入れると、法院は大臣達の行為を処罰せざるをえなかった。判決の理由として二つのいずれも違法な解釈が示されているが、違法の度合いは異なっている。

大臣達の行為の問題性、勅令の違憲性は議論の余地がない。この事実を背景として、「このような国の安全と独立

にかかわる重大な犯罪があった場合、訴追しないことは許されず、訴追された以上判決も不可避である」とバスタール公は主張する。一方 Persi は、「王制復古後一五年も国を裏切り続けた者たちに無罪宣告をするわけには行かない」と言う。しかし、我々は有罪宣告をせざるをえなかった理由を当時の政治情勢に求めるべきだと考える。この判決の下された日を含めて連日、デモ隊がリュクサンブール宮をとりまき、被告たちの死刑を要求し続けていた。貴族たちが外に出るとつるし上げが行われ、弁護人は被害を避けるために国民軍の軍服に姿をかえて出入りした。こうした状態の下で、新たなトラブルを避けるために、さらに附言すれば新たな革命への発展を避けるために、貴族法院は法律的には疑議のある判決を下したのである。無期であっても禁固であれば減刑の可能性はある。実際に大臣達は一八三六年にルイ・フィリップの恩赦により釈放された。

処罰の必要性が一方にあり、法律的には有罪判決を出しえないとすれば、最も欠点の少ない理由づけを考える以外にない。選択の可能性としては、二つが考えられる。すなわち、憲章は大臣責任の場合を叛逆罪に限定しているのだから、刑法の原則、とくに罪刑法定の原則 (*Nulla poena sine lege*) を無視して憲章を適用するか、逆に憲章の規定を無視して大臣が犯した行為で刑法的にふれるものをもって責任を問うかのいずれかである。多少のニュアンスの差はあるが、バスタール公が主張したのは前者であり Persi が主張したのは後者である。

a) バスタール公は報告の第三部で、憲章を尊重し、叛逆罪で処罰するよう提案した。この罪が法律的に規定されていなかったのも、彼は法院自らがこの罪と、対応する罰を定めるよう示唆した。バスタール公は言う。「叛逆罪に関する定義を補う任務は訴追を行う代議院及び審理を行う貴族院に課せられている。こうした審理における行為は司法的なものだけに限定されず、必然的に立法的なものを伴う。……」。

この論を与える根拠として彼は次の二点をあげる。第一は憲法がこうした裁判権を政治的立法議會に与えていることである。第二には、国の安全にかかわる事件を裁いている場合には法院は仮にその罪が法典に明記されているとしても、特に処罰に関しては法の定めから離れることを許されるということである。既存の法律が存在しても、それが許されるとすれば、この事件のように法の定めが欠けている場合にこれを補うべきであるのはまさに必然である。

立法権が法院に認められるとして、この権限は出来るかぎり限定的に、刑法典の類似の罪の定めに近いように用いるべきであるのか。バスタール公はこのように考えない。「刑法典の定めは全く考慮する必要がない。その沈黙にはいかなる意味をも付与できない」と彼は言っている。

b) Persil はこれに対して批判的な立場からの主張を法院で行って注目された。彼は、代議院を代表する者として、バスタール公のような論理には賛同しがたいという。すなわち彼によると、立法行為は三つの機関、すなわち代議院及び貴族院と国王の関与が必要であり、ここでは国王の権限がないから、立法権と言うことは誤りである。司法高等法院となった貴族院には立法権は認めたいというのである。彼によれば立法権の理論は法的に正しくないだけでなく、政治的にも不適当であり、歴史的にも先例を欠く。

彼の批判はほぼ妥当である。ところで Persil の方はどのように矛盾を解決するのか。彼は言う。「憲章第五六条によると大臣は叛逆の事実につき訴追される。そして、この犯罪を特定する新しい法律が定められていない以上、これを古い法律、すなわち共和暦第八年憲法及び刑法典に求める必要がある。これらによると、憲法の侵犯及び内戦又は不法な軍事力により国を混乱させる行為を叛逆罪としている。」

この論理の弱点はすぐに明らかになる。なぜ共和暦八年憲法の一部規定がなお効力をもつかがまず疑問だし、

Persilの言に反して、共和暦八年の憲法も刑法典も叛逆罪を示唆していない。彼の論理も結局、貴族院の立法機能を採用する結果になっているが、その程度は非常に限られている。バステード(Bastid)がみとめるように、審理をできるかぎり法の枠内にとどめようとする努力が、この Persil の論の中にはみられる。憲章の規定が厳密に適用されてはいないが、裁量への依存はかなり限られている。また法の前でのすべての者の平等の原則が尊重され、大臣は一般人が責を問われる事項についてだけ有罪の示唆をされていると言える。

しかし、判決はすべての点でバスタール公の主張した論理を採用した。法院は叛逆罪しか考慮せず、事実認定において一切刑法典への言及をしなかった。刑の選択においても又すべてが裁量にまかされた。すなわち、無期禁固というのは我国の刑事法にないし、ポリニャックについては、この刑は流刑のすべての効果がともなうものとされたうえに、民事死(Mort civile)が宣せられている。しかし、流刑の効用にすでに民事死が含まれている以上、これは無意味でもあった。このように貴族院は不可避の法令逸脱どころか、完全に我が刑事法の原則から離れてしまったのであった。貴族法院は自ら主権的であるといっているではないが、實際上そう考えていたと思われる判決を下したと言えよう。

(4) Desmotres: op. cit. p.202—207; Archives parlementaires. op. cit., t LXV. p.179—180.

第六章 マルヴィイ事件の審理

被訴迫者自身の要求という手続により代議院は事前の予審なしにマルヴィイを元老院へ送致した。第三共和制下では

じめて大臣がその在任中の罪につき裁かれることとなった。大急ぎで起草され、一九一八年一月五日に票決された法律が手続規定として適用されることになった。⁽¹⁾

この事件はフランスの司法高等法院のことを知らうとする者にとって最も重要な事件である。この事件がひきおこした議論は、当該事件の枠をこえ、すべての政治的裁判機関の権限の問題をふくんでいる。

(1) Desmottes: op. cit. p.210.

第一節 司法高等法院の審理

一九一八年一月二日の元老院は政治高等法院を構成した。人定質問ののち、検事総長メリヨン(Merillon)は予備陳述を行ったがその中で同院が事件受理の権限を有し、さらに調査を行う必要があると結論した。弁護団長のブルディヨン(Bourdillon)及びマルヴィイはこれに同意した。同日に下された決定により、この事件についての司法高等法院の権限が確認されるとともに、補充調査が命じられた。但し、民事部設置の要求は却下された。

1 司法高等法院での議論

罪状は七月二六日の勅令に署名し、内乱を計画し、市民の権利を制限し、結社の自由を抑圧した陰謀事件の廉で叛逆罪に該当する。前の四人は逮捕された。本事件は議院から選任された三人から成る予備審査委員会に付託され、九月二七日、二八日に審査報告書が審議され、死刑に該当するとされた弾劾条項が欠けていたから動議は却下された。⁽²⁾

第二に、この動議は叛逆罪に該当するかどうかにより詳細に検討の末九月二九日、三人委員会が代議院の名で七人の

大臣をバリーの裁判所に訴追した。

弾劾事由は、(1)不正な選挙を行い、市民権の自由を奪うために大臣がその権力を乱用し、(2)恣意的且つ強力に王国の法律を改正した、(3)国家の安全に対し陰謀事件を企て、(4)内乱を煽動し、市民を相互に武装させ、首都及び地方団体の掠奪をほしきままにしたという点にある。議会は八月二日ポリニャック (de Polignac) の逮捕を認めた。一〇月一日裁判所はすべての正義は国王から発するという理由で被告の抗弁を却下した。十二月一日刑事訴手続によって本案審理が開始され、弾劾に該当するものとして、十二月二日裁判所の判決の結果ポリニャックは追放、ド・ヘロネ (de Peyronnet) ド・シャンテローズ (de Chantelauze) ド・ゲルノン・ランヴィユ (de Gernon-Ranville) は終身禁錮、そのほか何れも罰金刑に処せられた。逮捕を免れたホーセーズ (d'Haussez) カペール (Cappelle) ド・モントペル (de Montpel) の三人は欠席裁判の結果、通常裁判所で損害賠償事件として処理された。一八三六年一月には刑の執行が猶予され、翌年には完全に恩赦の適用をうけた。⁽³⁾

元老院の調査特別委員会の補充調査は六月に完了した。七月一六、一七の両日、元老院は特別委員会の報告を聴取した。この報告は事実問題については掘り下げたが、法律問題にはふれていない。

検事側の本陳述は訴追事項の一部とり下げを示唆している点で興味深い。すなわち、叛逆罪に代えてその共謀が示されている。結論的に検事は法院に対し、「マルヴィは刑法第七七条に定める犯罪の犯人たちを助け、これに便宜を与えたことにおいて、同群の共犯にあたることを宣言する」ように求めている。マルヴィ本人の尋問ののち、高等法院は一〇日間にわたり多くの証人の証言を聴取した。とくに元首相リボ及びブリアンの証言はマルヴィの無罪をうかがわせた。

ここでは検察・弁護両側の弁論の詳細は省いて、刑法の規定の性格が強制的なものか否か、そしてマルヴィについて言われる有罪理由が政治的なものか刑事的なものかだけに注目してみたい。

A 刑法の規定 予備陳述の段階から検事総長は普通法以外を認めず、刑法典の規定しか参照しようとしなかった。憲法において高等法院の権限が大臣の「職務遂行中に犯された罪」に限定されていることに注目した検事総長は、これは全く要件として明瞭であり、これは刑法典の定める罪以外の何物でもないとした。そして、エスマンが指摘した元老院の裁量論に関して、検事総長は、一九一八年一月五日法の成立により、一八八九年四月一〇日法第二三条（判決には有罪の根拠たる刑法規定を、必要な場合には刑法第四六三条とあわせて挙げなければならない。但し、元老院には減刑の権限がない。）の準用が可能なのだから、もはやエスマン説は成立しないとする。この条文について彼は、「判決中に刑法規定を明示しなければならないとすれば、当法院は立証された事実の中から刑法上の罪に該当するものを発見しなければならず、これにつき普通法に対応する刑罰を適用しなければならない。……」と述べている。検事総長メリヨンは一九一八年二月の陳述の中でも以前の考えに変化のないことを確認し、「刑事関係では法とは狭義の法律であり、『犯罪』というときには、刑事法の定める犯罪以外ではありえない」と言う。しかし、その後には彼のその立場を微妙に変える。「私としては最初の立場を変えないが、私の理論は狭く、貴法院の本質には適合しないかも知れない」。さらに論告の中でも同じニュアンスの発言をする。「……しかし、刑事的目的をもつ機関の必要上ベールンジュ元老院議員の明瞭な言葉で要約された諸行為につき無罪の宣告をすべきであるとするならば、法院自らが厳密な法の文言を離れて責任につき裁定する資格を有するという以上に強い論拠は存在しない」。

ここで検事総長は厳密な法の制約の立場から「裁量」の立場へかわった、と何人かの論者はいうが、それは事実

反する。ここでは明白の証拠の乏しい意図の分野で過度の厳格主義に陥ることをいまいめたにすぎない。⁽⁴⁾

マルヴィも、「刑法に規定された行為以外の事実につき、刑法に定めた以外の刑罰以外のものを受けるべきでない」と抗弁した。ここで、訴追側と弁護側の意見が一致していることに注目したい。

B 訴追理由の性格 事実関係は複雑で多くの論議を要する。しかし、ここでは訴追事項の多くが根拠なしとされたことだけを確認しておきたい。しかし問題が残るのは、マルヴィが敗北主義者の反抗運動について、これを取締る側の総司令官としての対処の誤り、すなわち、運動の指導者は起訴されず、内務大臣としての三年間を通じて奇妙な内通行為を抑えず、この間、サンディカリスト、敗北主義者、無政府主義者が放置又は好遇された。マルヴィはすべてこれを許し、かばって来た。

しかし、マルヴィは訴追条項の各々につき見事に反駁し、結局のところ残るのは処罰の対象となることではなく、政府の一般の方針への不満にすぎないこととなった。問題は司法高等法院ではなく、議会での論議の対象であり、責任は内務大臣ではなく、総理大臣にありと主張した。この見解は、「同僚の意見を無視したマルヴィの個人的方針」とする検事総長のそれとはへだたっている。しかし、検事総長の見解は、ヴィヴィアテ (Viviani) ブリアン (Briand) リボー (Ribo) の各元首相の証言で崩れている。⁽⁵⁾

八月四日に一時終結された弁論は八月六日に再開され、補充的問題として、被訴追者に関して瀆職の罪を追加するという提案が行われた。弁護側は新たな証人調べを要求したが却下された。

C 一九一八年八月六日の判決⁽⁶⁾ 八月六日の夕刻、司法高等法院は二つの判決を下した。一つは犯罪事実に関するもの、他は刑罰に関するものである。

第一判決において、まず叛逆罪については「補充的証拠により、同罪の共謀容疑とともに、一切の根拠なし」とされた。しかし高等法院は、「マルヴィは好意 (aveur) と過度の慎重さから犯罪行為を促し」たものであり、彼の指示 (instruction) は「刑法の実効を妨げた」とする。さらに同判決は、被訴追者の言葉にかかわらず、これらの行為は政府としての方針ではなく、単に「自棄と弱気という個人的方針」にしたがった結果であると認定した。そして高等法院は「事実認定と刑罰の決定に関して一八七五年七月一日法第一二条により有する主権的権限 (pouvoir souverain) を行使して……マルヴィは、一九一四年から一七年までの間に、内務大臣としての職務の行使においてその責務を忘れ、冒瀆し、これに背いたことにおいて、瀆職の罪にあたるものと宣言する。」

第二判決はマルヴィを五年間の国外追放の刑としたが、一八八五年二月七日法第一九条に定める、公権剝奪及び公民権停止は免除された。

この判決については、①違法な犯罪認定の転換、②不適當な新しい犯罪認定の採用、③専斷的な刑罰の宣告、の三点に批判がある。この三者は価値が各々異なるので、順次みて行かねばならない。

高等法院は叛逆罪及びその共謀という訴追を、訴追状にはなかった瀆職に転換したが、この手続に何等違法の点はない。法院は学説が一致して認めている、定説的判例を適用したにすぎない。

第二判決は、瀆職の存在、すなわち新たな犯罪認定の価値に関連している。刑法第一六六条は、「公務員がその職務執行において犯した犯罪 (crime) は瀆職をなす」とする。この条文は重復であり、何ら新たな犯罪を追加するものでなく、単に犯罪の新たな名称を加えたにすぎない。瀆職が存在するためには、すでに他の犯罪が存在することが要件となる。この犯罪について高等法院の判決は何も述べていない。ただ、マルヴィが「職務上の義務を怠り、これに

背いた」とだけ述べている。しかし職務上の義務の懈怠、背反自体は何ら刑法上の罪にあたるものではない。これらが刑事処罰の対象となっていないからである。したがって司法高等法院は判決を理由づけるために新たな犯罪を創設したことになる。

違法に認定した犯罪に対して、司法高等法院は同じく違法な刑罰を科した。この問題点は明らかで、詳論の要をみとめない。刑法第一六七条によると「法がより重い刑罰を科していないすべての瀆職の罪は、国外追放の刑に処す」と定められている。従って、高等法院は市民権剥奪の刑を宣告すべきであった。しかし、判決は期限付きの国外追放の刑であった。

ルー(J. A. Roux)は、「司法高等法院が通常の裁判所であったとしたら、八月六日の判決は刑事法の原則からして重大な批判を免れなかったであろう」という。しかし、まさしく司法高等法院は自ら通常裁判所とは異なると考えた。そして、その理由として、一八七五年七月一六日法第一二条により同法院は主権的権限をもつとした。もし、これが事実であるとすれば、判決は批判の余地がないことになるが、はたしてそうなのか。これがこれから見て行く問題である。

2 カイエ(Caillaux)事件

一九一八年一〇月一五日の政令は元老院を司法高等法院に組織してカイエ以下を国家の安全に対する侵犯、その他の行為を裁判することにした。カイエ等は、戦争宣言以降、特に一九一四年〜一九一七年にかけてパリ、あるいは外国においてフランス及び共同の敵に対して行動する連合軍に対し敵の進撃を容易にするような策略、敵との通

謀により国の対外的安全を侵害したという。一九一八年一〇月二九日、高等法院は、一八八九年四月一〇日の法律により、任命された委員会で予審を行い、予審終了後、検事総長が訊問を行い、弾劾部がその権限を制定するものとし、一八七九年一〇月八日の法律は高等法院に適用があるものとした。予審委員会はカイヨーのみ法律にしたがって法院で裁判されるものとした。かくてカイヨーは刑法七八条の定める敵国民との内通罪に該当するとして三年の禁錮、一〇年の公民権の剝奪を宣告した。⁽⁷⁾その後、第一次大戦後フランスの対独政策修正の結果、親独主義者カイヨーの再起を要請し、一九二四年通過の特赦法によって刑を免れ、一年後には元老院議員に再選されたのみならず、同院の財政委員長となり、再び大蔵省の実権を握った。このように高等法院としての元老院の判決は形式的には上告も再審も許されないという憲法の規定にもかかわらず政治状況の進展如何によってはその判決を実質的に無効たらしめることができるということになった。⁽⁸⁾

- (2) Desmottes: op. cit., p. 210f.
- (3) Mohl: Verantwortlichkeit der Minister 1831, S. 704-713.
- (4) Desmottes: op. cit., p. 211f.
- (5) Desmottes: op. cit., p. 214.
- (6) Desmottes: op. cit., p. 215.
- (7) 山本・上掲論文(三) 三三頁。
- (8) Scharp: op. cit. p. 295f; Williams: op. cit. p. 91; Munro, op. cit., p. 468.

第二編 司法高等法院の権限

第一章 司法高等法院の主権性理論（判決擁護説）

多くの法律学者、とくにエスマン、バルテルミー、ルー及びサルト(Sarrut)は司法高等法院に主権的権限を認める。その論旨は三つに分けられる。第一は、一八七五年七月一六日法第一二条に関連する憲法的慣習に関わるもの。第二は司法法院の混合的性格に関するもの。第三は、⁽¹⁾ 解決策の実際的正当性に光を当てたもの。

1 憲法的慣習

一八七五年七月一六日付憲法的法律第一二条第二項は「大臣は、その職務の遂行上犯した犯罪につき代議院により訴追されうる」とし、第五項は「訴追の手続、予審及び判決については法律により定める」と付加している。高等法院はこの条文が自らに主権的権限を与えたものとみている。判決文中にもその旨が言われている。しかし学者はむしろ、この第一二条はその規定の簡略さのゆえに多くを憲法的慣習に委ねたのだとする。そして、この憲法的慣習こそが主権的権限の真の淵源であるとする。その根拠としては次の各点があげられる。

① 一八七五年法審議の際の國璽尚書デュフォール (Dufaure) の発言 「予審と判決の方法については、一八三〇年の貴族法院のように元老院自らが定めるか、又は特別法により定められよう」。

② 一八一四年憲章及び一八三〇年憲章による制度との類似性 これを媒介として、類似する英国の弾劾制度そのものが犯罪認定および処罰における自由裁量を前提としている。⁽²⁾

③ 憲法上の先例 一八一五年憲法付屬法第四一條は「すべて大臣は、国の安全と名譽をそこなった廉により、代議院により訴追され、元老院により裁かれる」と定め、同四二條は、「この場合において、元老院は犯罪の認定及び処罰における裁量權を有する」と定める。

④ 理論上の根拠 バンジャミン・コンスタンの次のような主張がある。「責任制に関する法律の本質が適用すべき法及び刑罰の選択の權限を裁判官に与えるべきことを示している」。⁽³⁾

⑤ 第三共和制憲法制定當時及び一八七七年の訴追提案の際の論議 とくに一八七九年のブリッソン (H. Brisson) の報告の中で「大臣の司法的責任は、場合によっては刑事法の定義の外のものをふくめ、權力の犯罪的乱用について生ずる」と言われていること。

⑥ 先例として、シャルル一〇世の諸大臣事件の場合の手續 前述のように、貴族法院は犯罪を創設し、恣意的に刑罰を定めた。

これらの証拠により、憲法的慣習の存在及び司法高等法院の主權的權限がその本質に固有であることが立証されたと云うのである。

2 司法高等法院の混合的性質

司法高等法院は通常の意味での司法機関ではなく、何よりも先ず政治的機関であり、立法機関である。こうした政治的機関には法の厳格な適用を要求されない。エスマンは、革命憲法の伝統は上院に数名の司法官を加えて来たが、一八七五年憲法がこの伝統を拒けたことは、この機関による判決が、形は刑事裁判になっているが、実は政治的判決であり、大臣の行為はここでもなによりも先ず政治的行為として裁かれねばならないことを示している、⁽⁴⁾と言う。

ルールによれば、元老院は司法高等法院を構成した場合にも立法権を失わないのだとされる。元老院は代議院と協力して法律の内容を定めるが、これと同じように、元老院は代議院の意思表示をうけて、⁽⁵⁾自由に犯罪を定めうるのだとするのである。

3 主権的権限の必要性

大臣は多くの態様により国の利益を危うくする可能性があるが、厳格な法の適用によっては処罰できないことがでて来る。どうしても責任追及が必要だとすれば、衡平な解決としては司法高等法院に主権的権限を認めるしかない。このようにしないと、大臣責任は政治的責任追及だけに終り、地位を去ることだけで終ってしまうとバルテルミーは⁽⁶⁾言う。

4 普通法の理論（判決批判）

判決当時のデュキー及び Chavegrin⁷、そして近年のバステイド (Bastid) は、各々やや観点を異にしつつも、

司法高等法院は普通法上の刑事裁判所に課せられた根本原則、即ち普通法の理論を尊重すべきであるという立場を明らかにしている。この意味では次の二点が言われる。

第一に、司法高等法院が刑事法の原則を適用すべきである根拠として、一八八九年四月一〇日法第三三条、さらに一九一八年一月五日法第一〇条が指摘される。

第二に、司法高等法院の主権的権限に関する論理への反論、とくに憲法的慣習の存在が否定される。

A 刑法の原則の適用を定める条文

1 一八八九年四月一〇日法第三三条

大統領及び大臣の職務上の犯罪の訴追と裁判に関する一九一八年法は直接、間接に個人の国事犯を元老院で裁く場合の手続を定めた一八八九年四月一〇日法を準用している。⁽⁷⁾ とくに一九一八年一月五日法第八条第二項は、「討議と判決の手続は、一八八九年法第一五条から第三一条までに定めるところによる」と定めている。従って、一八八九年法第三三条が適用されることになるが、この条文は「被告が有罪とされる事実に関する刑法の規定が、必要な場合には刑法第四六三条とあわせて、適用される。但し元老院は減刑の権限を有しない。これらの条文は、判決の中に表示されるものとする。」と定めている。この条文の意味は何か。この条文は元老院が自称する裁量権を全面的に、あるいは部分的に抑えるものであるのか。

a) 第三三条の解釈 第一のグループに属する学者たちは第三三条により、⁽⁸⁾ 刑法典の犯罪構成要件及び刑罰に関する規定を適用する義務が司法高等法院に課せられていると解する。重点は「刑法の規定が……適用される」という

点におかれる。この立場は検事総長としてマルヴィへの論告を行ったメリヨン(Merillon)により主張され、デュギー、そしてのちにバステイッドの支持したものである。「司法高等法院に対し、すでに事物管轄に関して課され、これにつき遵守された適法性の原則は、明らかに、人的管轄にも援用された」⁽⁹⁾。

第二のグループに属する学者によれば、第二三条は違憲であつて効力は否定される。憲法的慣習(一八七五年七月一六日憲法第二二条もこれに帰する)はこの条文と同時に刑法第四条(犯罪認定及び処罰における適法性)の適用をも無効にする。オーリューはこれを次のようにまとめる。「法律の最も基礎的な解釈の原則は、一八八九年及び一九一八年の組織法が一八七五年憲法に抵触するならば憲法の方を優先させることを命じている」⁽¹⁰⁾。(同旨・Esmein, Barthélemy-Dugé) ⁽¹¹⁾
第三のグループの学者は混合的解釈、すなわち、第二三条の限定的解釈を主張する。この立場をとるのは、ルー、Arles, サルト(Sarrut) 等である。このうち、ルー及びArles ⁽¹²⁾ は、司法高等法院は事実認定においては刑法典の適用を義務づけられるが、処罰においてはより自由な措置がとれると言う。

サルトはこれより第二三条を限定的に解釈する。犯罪認定はあらゆる場合に自由であるが、処罰については刑法典に定めのある場合、当該条文に減刑規定のない限り、減刑ができないものと考えている。その理由としては、第一に第二三条の法文解釈がある。すなわち、第二三条の後段は「……の場合に元老院は減刑の権限を有しない」と定めている。この表現は、法文の前半において司法高等法院に対して犯罪の階梯を適用、尊重することを義務づけていないとしか解釈のしようがない。第二に、立法当時の報告者モルレ(Morellet)によると、この条文の唯一の目的は、かつての貴族法院がもっていた減刑の権限を制約することにある。

b) 第二三条の解釈の批判 ルーや Arles の行つた、刑法に規定された事実とそうでない事実の区別には根拠が

ない。刑法の立場では、あらゆる事実が予期されており、そのうちの一定の行為については罰則が定められ、他には刑法第四条の定めにより刑罰を適用できないことになる。この刑法第四条の規定を無視して法第二三条を適用するというのは恣意的である⁽¹⁴⁾。

次に、サルトの説はきわめて了細な精巧な解釈論である。しかし、解釈の形をとりながら、この条文をねじ曲げている。第二三条の解釈はきわめて簡単である。前段は一般原則の確認であり、後段は従前の実践においてしばしばその原則にはずれていた場面に對する特にこの原則の適用、つまり、減刑権限の乱用に對する歯止めである。サルトの用いているいわゆる「反対解釈」は一般原則に適合する場合にしか援用しえないものである。したがってここでのサルトの解釈は正しくない。

第二三条後段の意味は刑法の規定が許す以上の減刑権限の行使に歯止めをかけることだけにある。これは立法趣旨からみても明らかである。

2 一九一八年一月五日法第一〇条と刑事訴訟法第三六二条

一九一八年法第一〇条第二項は「司法高等法院が訴追された大統領及び大臣を裁くについて、本法と抵触しないかぎり、刑事訴訟法典及び⁽¹⁵⁾その他の刑事訴訟規定ならびに一八八九年四月一〇日法の全条項が適用される」と定める。この規定の意味は大きい。すべての関係規定に元老院は拘束されるのである。一八八九年法第三二条のような「元老院が他の定めをしない限り……」という限定句は付されていない。立法の過程もそれを裏付けている。すべての者に同じ法を、これが民主主義の原則である。

かくして、すべての刑事訴訟法の規定が適用さるべきだとすると、とくに第三四六条が問題となる。すなわち「裁判所は、被告につき申し立てられた事実が刑法の禁ずるものでないときは、被告の無罪を宣告する」。

マルヴィにつき訴追された事項はすべて刑法の禁ずるものではなかった。司法高等法院は彼の無罪を宣告すべきだったのだ。この点で、一九一八年八月六日判決は誤っている。

B 元老院の主権的権限説をとる学者の論議批判⁽¹⁶⁾

この論議は前述のように、憲法の慣習、高等法院の混合的性格、具体的必要の三つの根拠をもっているが、このうち最も重要なのは憲法的慣習説である。

1 憲法的慣習の援用は無効である

a) 憲法的慣習は認めえない。

ここでは、三つの前提問題が直ちに指摘される。

(1) 一八七五年憲法は人のいうように司法高等法院を憲法的慣習に委ねているか。

(2) 仮にこれを認めたとして、憲法的慣習は刑法の法源となりうるか、そして、それゆえ新たな罪を創設しうるのか。

(3) 慣習は、これが定める原則に抵触する法律がある場合にも有効といえるのか。具体的には、それは一八八九年法、一九一八年法に優位するのか。

憲法的慣習に委ねている根拠としては、憲法制定当時の趣旨説明の一節「細部は元老院自身が定めるか、又は特別法によることになろう」があげられるが、これは単なる説明であって法的価値は低く、ましてや刑法の規定を覆すほどの効力はない。また、仮に慣習を認めるとしても、マルヴィ事件に関しては効力を持たない。委ねられたのは法律の定められた部分の補完であり、すでに一八八九年法、一九一八年法があった以上、補完の余地はなかった。当時の刑法の權威ある教科書であるガロ (Garrod) の著書によっても、刑法の法源は成文法であって、慣習は法源とならないと述べている。また、慣習が以前にあった場合、後にこれと別の定めをする制定法が出来たときには、後者が優位するとも説かれている。⁽¹⁷⁾

b) 憲法的慣習は存在しない。

慣習法成立の条件は次の二つであると言われる。⁽¹⁸⁾

① 慣習の存在、すなわち「繰返され、恒常的かつ明確な事実の継続」、②この慣習が法に適合するとの確信。

司法高等法院としての元老院は主権的権限を有するとの慣習が、法規、学説及び事実のうえで恒常的かつ明確なことから続いてきたかどうかをそこで検討する。

第一に、英国の、弾劾制度は先例として不適当である。

第二に、革命期以来の諸憲法の規定もこのような慣習の存在を考えていない。

第三に、バンジャミン・コンスタンの所説が引用されるが、すでに Desmotes が「大臣の刑事責任論」の序章のところで、彼の意図が全く別のところにあったことを証明した。

第四に、一八九九年のメルシエ (Mercier) 将軍に対する訴追の論議の中で、ヴィヴィアニーは次のように言ってい

る。「二〇年近く前、元老院が裁かれる場合には、その行為が刑事法の禁ずるものであるか否かは問題でないと言われたが、私はこの見解に反対である。元大臣を裁きの場に引き出すためには、刑法典の定める犯罪が必要である」。

第五に、一九一八年法制定の審議の際の報告者ペリ (Périer) の意見 彼はこう言う。「法律的には普通法の犯罪 (*des crime et des delit*) しかない。ただ、これこれの状況において、あるいはこれこれの人によって犯されたということで、特別の裁判権に服するのである」。最後に、一八三〇年のシャルル一〇世の諸大臣事件は先例として不適当である。当時の政情は怒り狂った群衆がリュクサンブール宮を取り囲んでいたのであり、元老院がこの事件で裁量権を行使したのは被告達を暴徒から救うためであった。以上のような証拠により、憲法的慣習の不存在及びこれが認めがたいことは立証されたであらう。

2 裁判権の性質は、その権限に何の影響ももたない

司法高等法院の構成及び訴追における代議院と元老院の密接な協力から、ある学者たちは、司法高等法院を構成した元老院はこの場合にも立法機能を有しており、この立法機能によって犯罪認定及び処罰の規定を新設したのだという。法律の制定と司法高等法院の制定とは比べようがない。いうまでもなく、手続は根本的に異なる。一八七五年七月一六日法第四条は「……元老院が司法高等法院となる場合、元老院は司法作用のみを行う。」と定める。この明確な文言には、いかなる「解釈」の試みも空しい。⁽¹⁹⁾

3 必要は法律にあらず

マキアベリズムは刑法とは無縁である。目的は手段を正当化しない。大臣を処罰する理由がなかったわけではない。「セバスチエン・フォール (Sebastien Faure) の責任を指摘した文書の全部又は一部を破棄した」とされるのだから、これは刑法一七三条に違反するものであり、懲役刑が可能であった。要するに元老院の判決は憲法・法律に違反したものである。⁽²⁰⁾

C マルヴィ事件

ここではマルヴィの犯罪容疑が真実であるか否かは問題外である。ここでは次の二つの事実を指摘したいのである。第一に、司法高等法院は、その権限に加えられる制約をみとめない傾向にある。この事件はその好例である。すなわち、法文の規定の意味はかなり明瞭であるにもかかわらず、判決（八月六日の第一判決）は、司法高等法院に主権的権限があると主張している。

第二に、司法高等法院の決定は限定的意義しか持たない。判決言い渡しの際には、いつでも論議がにぎやかだが、やがて急速にぼやけて行く。マルヴィ判決もこの例外ではない。

判決は直ちにきびしい攻撃にさらされた。労働組合の団体は「労働者階級に対し向けられた政治的非難」であるとした。ジャーナリストの中にもこの判決を疑問視する声があり、遂には上院の存在意義にまで言及するものも出た。代議院も判決の直後から非難の態度を示し、四人からなる「マルヴィ処罰事件調査委員会」が設置され、きびしい批判をふくむ報告が出ている。疑問の多い判決には常にこれを打ち消す結果が伴う。マルヴィはスペインでの国外生

活ののち帰国すると再び代議院議員となり、大蔵委員長にえらばれ、追放から八年もたたない一九二六年三月一八日、第七次ブリアン内閣の内務大臣に就任した。しかし、これに対する反対の声を考慮し、四月八日には辞任した。

- (1) Desmottes, op. cit. p. 217.
- (2) Barthélemy-Duez : *Traité de droit Constitutionnel*, 1933 p. 881.
- (3) Benjamin Constant : *Cours de Politique Constitutionnelle* t. I p. 421.
- (4) Esmein : *Eléments de droit constitutionnel français et comparé*, t. II p. 288.
- (5) J.-A. Roux : *l'Affaire Malvy et le Pouvoir Souverain du Sénat comme Haute Cour de Justice in Revue Politique et Parlementaire* 97 p. 278.
- (6) G. Barthélemy : *La loi du 5 jan. 1918.....in R. D. P.*
- (7) Desmottes : op. cit. p. 221.
- (8) Desmottes : op. cit. p. 222.
- (9) Bastid : *Les grands procès politiques de l'Histoire*, p. 453-454.
- (10) Hauriou : *Précis de Droit Constitutionnel*, p. 599.
- (11) Esmein : *Elément de droit Constitutionnel français et Comparé*, t. II. p. 532-3.
- (12) Barthélemy-Duez : *Traité de Droit Constitutionnel*, p. 615-6.
- (13) F. Arles : *La responsabilité pénale des ministres dans le droit français modernes 1920. p. 45~J.-A. Roux: L'affaire Malvy.....*
- (14) Desmottes, op. cit. p. 224.
- (15) Desmottes, op. cit. p. 226.
- (16) Desmottes, op. cit. p. 227.

- (17) R. Garrad : *Traité Théorique et pratique du droit pénal français*, 1913 t. 1 p. 130f.
- (18) M. Prétot : *Institution politiques et droit Constitutionnel* p. 190; Stephen, *A History of the Criminal Law of England*, 1833. 3vol. p. 87.
- (19) Desmottes, op. cit. p. 234.
- (20) Desmottes, op. cit. p. 235.

第二章 司法高等法院の組織

大臣の刑事責任はいかなる場合にも政治的性格をもつ。我々は既に述べたように訴追請求の多くには理由がなく、その請求者の意図も訴追実現にないことを確認した。その意図が政治策謀や選挙にあることも立証した。

ここでの結論もこれと異ならない。司法高等法院が法律的に正しい判決を下したことは決してない。ペレ事件の理由、テスト事件の刑罰の恣意的選び方、シャルルー〇世の諸大臣事件で適用された叛逆罪は当時の刑法典になかったし、マルヴィ事件では職務上の義務怠慢に新しい犯罪が設定された。

一般の考え方にかかわらず、この違法には積明の余地がない。すべての場合を通じて、刑罰の適用が法律通りにできなかったわけではないのである。

一九五八年憲法と一九五九年一月二日のオルドナンスは司法高等法院の裁判権を普通法の原則に従わせることを目的とするいくつかの規定をふくんでいる。判例がないので、我々は第五共和制の司法高等法院の組織、管轄及び権限に関するこれらの新しい諸規定が旧来の慣行に回帰しない歯止めとなりうるか検討してみたい。

司法高等法院は判決のための機構だけでなく、予審委員会及び検察部をふくむ。このような異種の編制をふくむ組織の提起する問題は、その構成の問題である。この点は重要で、カレ・ド・マルベール (Carre de Malberg) はここに機関の法的性質の決定的要因をみていた。

これらの点につき、第五共和制憲法は根本的改革をもたらさなかった。しかし、傾向としては、第一に裁判機関の政治的性格を強め、予審委員会と検察部の司法的性格をはっきりさせた。⁽¹⁾

(1) Desmottes: op. cit., p. 247.

第一節 裁判機関の政治化

フランスの憲法史上我々は二つの裁判機関を知っている。一つは裁判機関が専門裁判官と政治家により構成されるもので、革命期の憲法及び一八四八年憲法、一八五二年憲法が採用しているものである。第二の型は弾劾制度から直接つながるもので、第二院を司法高等法院とするものである。これによったのは一八一四年憲章、一八一五年帝国憲法付属法及び一八七五年憲法である。⁽²⁾

(2) Desmottes, op. cit., p. 248.

1 一九四六年憲法の意図

一九四六年、第一の型に依拠する多くの案（混合型裁判所、憲法司法裁判所）が出たが、直ちに拒否された。ポール・バスティッド及びトニー・レヴィヨン (Tony Revillon) の主唱した第二の型による案もしりぞけられた。これらの改

草案（この中にブルーネール Bruynel のそれも加えておく必要がある）は政治的裁判の根本性格を問う議論をもたらした。その中で国民議会の優越性を維持せんとする配慮があらゆる立場の共通項であり、これがまた、この制度の政治的性格をよく物語っていた。この考え方を基調としつつやや不完全な形で、憲法はすべての裁判官を国民議會で選出されるものとした。憲法と同じ日付をもつ法律（司法高等法院の組織及び運営に関する一九四六年一〇月二七日法）は、その三分の二は国民議會内部から、残り三分の一は議會外から選ぶことと定めている。この経過は現行制度の理解にも有益である。すなわち、一九五八年憲法下の制度は新たな改革ではなく、一九四六年の制度を支えた考え方を極端にまでおしすすめたものにすぎないからである。⁽³⁾

(c) Desmottes: op. cit., p. 249.

2 一九五八年憲法の規定

一九五八年憲法第六七条によると司法高等法院は「国民議会の総選挙後及び元老院の通常選挙後、夫々兩議院よりその議院内から選出された同数の議員により構成される」。ここに二つの原則が表われている。一つは、兩議院の平等であり、他は、議員以外の者の構成員からの排除である。一九五九年一月二日のオルドナンスはこの原則をより細かに、各議院の選ぶ正裁判官一二名、補欠裁判官六名とし、議員の地位の喪失と裁判官の資格とを連動させている。元老院が再び司法高等法院の構成に登場したことは何ら異とするに足りない。第四共和制下では第二院は共和国評議會（Conseil de la République）としてその重要性を少くしていた。一方、構成の政治化は進み、裁判官はすべて政治的人間により選ばれ、その地位は政治的資格と直結している。第四共和制下ではともかく、三分の一は議院外か

ら選ばれた。第三共和制下では確かに元老院を司法高等法院としたが、この議院は伝統的には政治抗争にまぎこまれることの少ない方である。これに対して、現行制度下の構成は刑事責任制の法的性格に影響を与えずには済まないであろう。条文がはっきりしない場合、なされる決定の方向はこれをなす者のパーソナリティーに依拠するところ大だからである。この点で、新しい憲法が期待された「司法機関化」を実現したとは言い難い。⁽⁴⁾

(4) Desmottes: op. cit., p. 250.

第二節 予審委員会及び檢察部の司法機関化

今みた裁判機関とは逆に、予審委員会及び檢察部 (*parquet*) は議會と全く別に司法官 (*magistrats*) から選ばれる。我々をはかる展開の極点に来ており、この展開の影響力は輕視しえないものがある。⁽⁵⁾

(5) Desmottes: op. cit., p. 251.

1 予審委員会

訴追決定が票決されてから司法高等法院が會議を開くまでの間、予審委員会は真実の発見のため証言の聴取、搜索等有用なすべての情報収集活動を行う。また、必要とみとめる召喚状、勾引状の発給の権限を持つ。昔はこの大きな権限が裁判機関と密接につながった一定の人々に与えられていた(一八一四年憲章、貴族法院)。これから現在の制度に至るまでには二つの段階がある。第一に、一九一八年一月五日法第四条及び第五条により、委員会が常設とされ、自律性を認められた。この委員会は各会期の冒頭に選ばれ、特定の事項のためにおかれるものではなくなった。第二

に、一九四六年一〇月二七日の憲法第四條第二項により、この委員会は議會メンバー以外の者を加えることとなった。九人のうち三人は議員ではなく、司法官高等會議 (Conseil Supérieur de la Magistrature) が任命する司法官であつた。一九五八年以後、委員會の「司法機關化」は完成し、予審委員會は司法官のみにより構成されることとなった。すなわち、予審委員會は破棄院により破棄院に籍を置く司法官の中から選ばれる五人の正委員と二人の補欠委員により構成される (一九五九年一月二日のオールドナンス第二二条⁽⁶⁾)。

(9) Desmottis: op. cit., p. 252.

2 檢察部

弾劾制度の原形としては、司法高等法院において訴追を主張するのは送致を決定した議院の役割であつた。一八三〇年のときの制度がこれで、代議院の選んだベルシル (Persil) 等四名の名は判決中にはっきり出ている。一九一八年の制度は混合型で、訴追の主張者は検事総長及びこれを補佐する二人の次席検事であり、三人とも破棄院のメンバーであり、破棄院の總會で選出されることが条件であつた。しかし、代議院も三人の代表委員を派遣することができた。この重復は大きな問題を生む可能性があつたが、幸い、一九一八年、一九三一年の事件とも代議院はこの権限を用いながつた。一九四六年に檢察部は一元化され、検事総長は代議院議員の中から選ばれ、二人の次席検事は破棄院から選ばれた。一九五八年以降、檢察部は破棄院付検事により構成されることと定められている。この檢察部の完全な独立は實際上よりも理論的満足を与えるものである。大きな障害の可能性があり、これは必然的に破棄院全体にとってマイナスとならう。

以上みてきた司法高等法院の各構成要素の組織は均衡という点では魅力的であるが、危険な要素をふくんでいる。政治的裁判は明らかに矛盾の要素を内蔵する。別の論理をもつ両要素の並列は不毛の対話に終る可能性があり、各要素内で政治的性情と司法的性情を融合させることの方が現実的だと思われる。⁽⁷⁾

(7) Desmottes: op. cit. p. 253.

第三章 司法高等法院の管轄

司法高等法院はすべての特別裁判所と同様に、限定的管轄を持つべきである。この議論の余地ない原則は多くの解釈の余地があり、それにより、この原則の射程も変化して来るのであるが、これはまた司法高等法院の役割に関する考え方と密接にかかわっている。第一の考え方によると、司法高等法院は訴追された人又は犯罪の政治的性情のゆえに通常裁判所が裁くことの難しいすべての事件を管轄する。これによると、その管轄権は比較的広くなる。第二の考へ方は、司法高等法院は議会に起源をもっており、通常は政治的分野につき行っている統制が刑事問題にも及んだものである。この考え方によると、その管轄権は狭く限定され、大統領及び大臣にしか及ばず、訴追権は議会の決定にゆだねられる。一九五八年憲法の考へ方はこの後者の考へ方にはっきり示唆をうけたものである。したがって、その管轄権は限定され、訴追権は議会の決定に従属している。⁽⁸⁾

(8) Desmottes: op. cit. p. 255.

第一節 司法高等法院の管轄権

司法高等法院の管轄権は、人的管轄 (*ratione personalis*) と事項管轄 (*ratione materiae*) により全く別の規範に服している。前者については多くの制約があり、後者は実質的に消滅していると言ってもよい。

1 人的管轄

一八七五年憲法以来、人的管轄は二種類の人、すなわち、大統領と政府の構成員にしか関わらなくなった。

A 大統領 一九五八年憲法第六八条は大統領の責任制度に関する二つの古典的表現を、一部大きな修正を加えつつ、再び採用した。大統領は、大叛逆罪にあたる場合を除く外、その職務の遂行中の行為について責任を問われない。大統領は、両議院による公開投票により、且つ、夫々両議院を構成する議員の絶対多数における両議院の一致した表決によってのみ訴追される。この場合には、大統領は、司法高等法院により裁判される。

これによると、司法高等法院は二つの条件の結合を求めている。すなわち、その職務遂行中に行われた行為であることと、それが大叛逆罪を構成することである。

(1) 一八七五年憲法は大統領の責任が問われる場合を明文をもってその職務上の行為に限定していなかったが、この事実から一部の学者は司法高等法院が大統領の叛逆罪にあたる行為を、職務の内外にわたって管轄しうるものと解していた。この疑問は一九五八年憲法の下では生じない。大統領は私人としての行為につき司法高等法院で責任を問われることはないのである。⁽¹⁾

(2) 大叛逆 (Haute trahison) の觀念はきわめて不正確であり、この点は、司法高等法院の権限を扱うさいに詳細に検討したい。私は、叛逆罪というのは政治的カテゴリーであつて、法律的なものではなく、その判定は完全に議會の裁量にまかされていると考える。實際に、大統領の義務違反の多くは大叛逆をなすであらう。また、一九四六年憲法第四二条は「大統領を訴追し、……司法高等法院に移送することができる」と、競合的裁判管轄のように解釈される余地があつたが、一九五八年憲法は先の引用のように、この点の紛れをなくした。

大統領の大叛逆罪に關しては一八四八年一月四日の憲法第六八条は大統領の大叛逆罪に言及し、「大統領が國民議會を解散し、これを停会し又はその委任の行使を妨げるすべての処置は、大叛逆罪を構成する」とした。しかし實際には第一〇〇条で大統領が第六八条の定める場合を除いて法律の定める重罪及び輕罪についてのみ弾劾訴追されるので、少なくとも大叛逆罪の範圍は第六八条の場合に限定されるであらう。大叛逆罪の刑罰は、單純処刑の場合には、流刑、情狀酌量が認められるときは拘禁又は追放である。一般法の定める重罪及び輕罪に關しては一般法の刑罰である。

B 政府の構成員 (Les Membre du Gouvernement) 一九五八年憲法第六八条第二項は次のように管轄につき定めている。「政府の構成員はその職務の遂行中に行つた行為であつて実行の時に重罪又は輕罪 (crimes ou délits) と定められたものにつき刑事責任を問われる。この手続は、國家の安全に対する陰謀の場合には、政府の構成員とならんでその共犯者にも適用される」。

この文言から三つの問題が提起される。そのうち二つは管轄権の問題である。すなわち、対象たる人物は誰か、犯罪とされる事実とは何か。第三の問題はより困難であつて、この管轄権の性質に關わつてゐる。これは排他管轄なの

か競合的管轄なのか。

(1) 現行憲法下では、大臣 (ministre) の他、閣外大臣 (secrétaire d'Etat) 及び次官 (Soussecrétaire d'Etat) が司法高等法院の管轄に服する。一八七五年憲法及び一九四六年憲法は ministre (閣内相) のみを責任制度の対象としていたが、実質的にこれと責任の異なるところがない閣外相、次官を加えないことはやや均衡を欠く点があったので、現行制度の方が望ましい形である。

(2) 司法高等法院により処罰の対象とされる違法行為 (infraction) の六八条第二項による定義は一つの議論にジョリオドをうったが、新たな議論を引きおこしている。一八七五年憲法は大臣がその職務遂行上犯した「犯罪」(crime) としか定義しなかったため、一般的な意味での重大な違反行為と同義なのか、より限定された法律用語としてとるべきかはつきりしなかった。前説が有力だったが、実際は純理論的意味しかなかった。というのは、司法高等法院は決して刑法典の規定により拘束されるとは考えなかったからである。一九四六年憲法は「重罪又は軽罪」と法律の意味にしかとれない用語を用いた。一九五八年憲法第六八条は、「その実行の時に重罪又は軽罪と定められていたもの」と、はつきりと論争に幕を下した。これにより、軽犯罪 (contravention) 及び刑法所定以外の事実が対象から排除された。問題になるのは第二項後段の読み方である。つまり、読み方によれば、政府構成員はその共犯者とともに、国家の安全に対する陰謀の場合にだけ政治高等法院の裁判に服すると解される余地がないではない。しかし、今日この解釈をとるものではなく、この手続は、国家に対する陰謀の場合には、その共犯者にも適用されると解するのが一般的である。

(3) 大臣に関する司法高等法院の管轄権は競合的なものか排他的なものか。第三、第四共和制憲法下では競合的と

解する外なかった。「大臣は……代議院により訴追されうる」——*Les ministres peuvent être mise en accusation par le Chambre des Députés*——。この動詞の用い方は可能のみを示し、決して義務を意味しない。重罪裁判所 (*cour d'assise*) はいづれでも大臣を裁判しえたのであり、代議院の決定によってのみその管轄権を失うのである。これは実際にも適用されバイオ (*Baillet*) は、マルヴィ等が司法高等法院に移送されたのと異なり、セヌ重罪裁判所で、その職務上犯した犯罪につき裁判をうけた。

一九五八年憲法の文言には欠陥があり、司法高等法院の管轄権は競合的、排他的の両様に解する余地がある。「この手続は大臣……に適用される」と読むが「適用できる」と読むか、(*applicable*) はどちらにも解せる。

破棄院がその意見を明らかにすることを余儀なくされるまで、学説は二分されていた。デュヴェルジエ (*Duverger*) やプレロ (*Prelo*)⁽³⁾ は競合説をとっていた。検事総長ブレッソンも同じ立場であった。この立場をとる学者等の論拠は次の三点である。すなわち、民主主義の原則 (私人にも大臣の刑事責任を問うための法的可能性があるべきだ)。第三共和制での先例、憲法第六八条二項の条文のあいまいさである。しかし、次にみるようにいずれも充分な根拠とは思えない。

a) 民主主義の原則は確かにその通りだが、憲法条文までを変えられない。

b) 一八九三年のバイオ (*Baillet*) の先例はあまり意義をもたない。彼は主犯でなく、収賄した一〇〇人の代議院議員とともに起訴されたもので、他のものと比べて特に責任が重大という事情はなかった。

c) 憲法第六八条第二項の文言は一般に言われるほど曖昧ではない。フランス語としては“*applicable*”は可能と義務の両様の意味をもつが、法律用語としては「適用される」の意味しかない。刑事訴訟法典である手続が“*appli-*

“cable”であるというのは、“適用される”ということであって、これと異なる手続の排除を意味している。従来の表現とかえてこの語が用いられたのもこの意味と解するしかないことを示している。

以上のような理由で、遺憾ながら、大臣についての司法高等法院の管轄権は排他的となったと結論せざるをえない。破棄院も二回にわたりこの趣旨をのべている。⁽⁴⁾

2 事項管轄

かつて大きかった事項管轄の重要性は減少の一途をたどっている。憲章の下で貴族法院は二回開かれたが、国家の安全に対する侵害行為について一般人を審理したのは一〇回にのぼる。第三共和制下でも、初期の四回の審理のうち、事項管轄にかかるものが三回に及んだ。二〇世紀初頭、元老院は多くの機会にこの管轄権の行使に強い抵抗を示した。特に一九二三年には、違法に送致された事件の手続のはじめから自ら無権限を宣言した。この決定は二重の意味で疑問の余地があった。元老院に権限のあることは疑いなかったし、仮に疑問の点があったとしても、一八八九年法第六条の規定により予審の終る以前にこの決定を下すことはありえなかったのである。この問題は大きな反響を生み、司法高等法院制度の改革案が検討されたほどである。政府はこの後、元老院に新たな事件を提起することをやめた。かくして、事項管轄の時代は終わった。一九四六年憲法にはこの規定が欠けており、一九五八年憲法も基本的には同じである。確かに一九五八年憲法第六八条第二項は、大臣の国家の安全に対する陰謀の共犯を司法高等法院に送致する権限を議会に与えているが、これは事項管轄の再生ではなく、人的管轄への限定を意味するのである。犯罪行為の不可分性は訴追の不可分性を結果としてもたらず。ある犯罪行為の主犯とその共犯者は同じ審理の場で裁かれるの

である。一九四六年憲法では、大臣の犯すすべての犯罪につき共犯者は司法高等法院で裁かれるはずであった。一九五八年憲法はこの場合を、国家の安全に対する罪に限定したにすぎない。

司法高等法院の管轄権を以上のように政府構成員の犯罪行為に限定することにより、この政治的裁判の本質が議会の行使する統制権を刑事の面に拡張したものであるとの理解があることがわかるのである。これはこの制度の政治化の明らかな徴候といえる。⁽⁵⁾

(1) A. Esmein : *Éléments de droit constitutionnel* t. II p. 226.

L, Duguit : *Traité de Droit Constitutionnel* t. IV p. 476.

(2) M. Duverger : *Droit constitutionnel et institutions politiques*, t. II p. 662.

(3) M. Prétot : *Institutions politiques et droit constitutionnel*, p. 681.

(4) Cour de Cassation, crim, 14 mars 1963 Frey c. de Bignieres Gaz. Pal. 1963. I. 434.

Cour de Cassation, crim, 7 juin 1963 Margais et Lauriol D. 1964. Somm. 35.

(5) Desmottes: *op. cit.* p. 263.

第二節 從属的裁判権

普通法の刑事裁判所は一般にその権限に属する犯罪事実をすべてその管轄の下におく。確かに、検察部は訴追を拒むことがあり、予審判事は公訴棄却の決定を下しうる。しかし、前者の抵抗は犯罪の犠牲者の損害賠償請求訴訟提起により失敗におちいるし、後者の公訴棄却決定は犯罪行為がなかったこと、それが裁判所の管轄に属さなかったこ

とを示すだけである。司法高等法院では、形式は似ているものの、同じようには行かない。議會も予審委員会も、各事件ごとに訴追を許可することになっている。その同意を要求した一九五八年憲法の規定はきわめて厳しく、司法高等法院はその管轄に属する事件の一端についてさえ知りえないことがありうる。^(c)

1 議會による「訴追」の条件

議會に認められた訴追への同意権は、政治責任統制の刑事面への拡大として、革命期以来異論のおこったことはなかった。問題はこの原則の適用である。二つの問題が解決されねばならない。この訴追同意権は兩議院をあわせた議會に属するのか、そのうちのいずれか一方にのみ属するのか。また、権限ある議院はいかなる条件でこの権限を行使すべきであるのか。

憲法が第二院に政治的審理を裁く権限を与えている場合、他の議院に訴追提起の権限が属するのはごく自然である。問題は司法高等法院が議會とは離れて設けられるとき生ずる。

一九四六年第四共和制評議會の権限はごく限られていたため、代議院は大臣の訴追権を共有することはできなかった。この状態は一九五八年憲法で変った。国民議會と元老院をできる限り平等にしようとするこの憲法の配慮により、司法高等法院への送致は兩院一致の議決に委ねられることとなった。この決定は二つの点で不都合である。第一に、理論的にいって、刑事責任の追及の決定は政治責任を行使している議院が行うべきであり、第二に、大臣をときどきおこる理由のない訴追から守る必要があるとは言え、重大な嫌疑のある者を審理することを実質的に不可能にすることは妥当でない。かくも構成と氣質の異なる二院の各々の可決を要することは、この結果をもたらすお

それがある。一九五八年憲法の補足的規定及び一九五九年一月二日のオールドナンスはさらにこの不都合を加重している。すなわち、この決定は各院の構成員の「絶対多数」で行われるとされているが、これは欠席、棄権等の者をふくめた過半数を意味し、さらに、司法高等法院の審理に加わるものは票決から除かれるが、これが各院で一八名ずつである。したがって、過半数というより、かなり大巾な多数の賛成が両院ともに必要ということになり、決定は一層困難を加えている。

両院が政治的に訴追を妥当と決しても、さらに予審委員会が法律的に理由ありとしなければ訴追は実現しない。

2 予審委員会の権限

司法官だけで構成される予審委員会は、委員長が両院の決定を受理すると直ちに召集される。一方において、刑事訴訟法の定めに従って審理の準備を整えるとともに、他方、事件の法院送致又は却下を決定しなければならない。

大統領について予審委員会は「送致の決定を下す」。これは、委員会が司法高等法院の裁判を拒否できないことを意味する。その決定は「弾劾決定をした決議中に挙げられた事実の存在につき充分な証拠があるか否か」を評価するが、その事実の法的定義につき述べてはならない（一九五九年一月二日付オールドナンス第二五条第一項）。

大臣については、予審委員会は「理由があれば、送致を決定する」。委員会は司法高等法院への送致を義務づけられていない。その決定には事実の究明とともに法的定義の問題もふくまれる。

このように、議会の決定は大統領にかかるか大臣にかかるかにより非常に違った法的結果を含む。前者の場合は、予審委員会の調査のあと必然的に司法高等法院にかけられるのであるから、これは真の弾劾訴追である。第二の場

合、これと反対に、刑事的な意味での弾劾訴追ではなく、予審委員会にかけられるだけの一手続にすぎない。

予審委員会に認められたこの権限については様々な評価がある。私は、両院により公の訴追をうけた大臣にとつても、予審委員会のほぼ秘密審査による棄却決定よりも、司法高等法院による棄却判決の方が望ましいものと考ええる。

大臣は絶えず訴追の対象になることがあってはならないが、すべての市民と同じく、その過誤の責任はとるべきである。一九五八年憲法はこの要請に應えていない。罪なき者の保護と犯罪者の処罰回避とはしばしば混同されるものである。

(6) Desmoties, op. cit p. 263.

第四章 司法高等法院の権限

司法高等法院の権限は、大統領を裁く場合と大臣を裁く場合とで大きく異っている。我々はこの両者の場合を別々に検討しなければならない。そして、ここで大統領責任の問題にはじめてふれることになる。一九五八年まで、この問題は全く理論上のことで無視できた。大統領の権限は限られ、その責任は常に大臣の審署によりカバーされていた。今日、大統領の権限はきわめて巨大なものとなり、審署なくして行為しうることとなった。この意味で、大統領責任の問題は大きな意味をもつ。そして、今や大臣責任にとつてかわつたとさえ言えるのではないか。

第一節 大統領責任制発動における司法高等法院の権限

一九五八年憲法第六八条第一項は次のように定める。「大統領は、大叛逆罪にあたる場合を除く外その職務の遂行上の行為について、責任を問われない。大統領は両院によってのみ訴追される。この場合、大統領は司法高等法院により裁かれる。」

この条文から次の二つの疑問が生ずる。第一は、「叛逆罪」をなす行為を司法高等法院が定義づける場合によるべき規範に関するものであり、第二は、「叛逆罪」の処罰の問題で、こちらの方がはるかに微妙である。

1 大叛逆 (Haute Trahison) の観念

大叛逆罪は今日のフランス法において定義されておらず、この欠缺は古くからのことである。(共和暦三年の憲法及び一八四八年憲法のみが定義を与えているが、前者はほとんど役に立たない)しかし、この表現自体は伝統的に歴代憲法中に表われている(シロント憲法一〇章七節一条、七条、一八一四年シャルト三三三條、一八三〇年シャルト二八條、一八四八年憲法六八條、一八七五年二月二五日憲法六條、一九四六年一〇月二七日の憲法四二條)。判例がないので、我々は一八四八年憲法の条文及び第三共和制初頭に提案された法案、とくにその起草者の意見にあたってみよう。

一八四八年憲法第六八條はこのように定義する。「国民議會を解散し、これを停会し、又はその権限の行使を妨げる大統領の措置は、大叛逆罪をなす。」これから三〇年後、大統領責任に関する法案(討議も表決もされなかった)の提案者パスカル・デュプラ (Pascal Duprat) は法案中で次のように述べる。「大統領がなんらかの措置により憲法の範囲

内の立法権の行使を妨げるならば、その行為は、大叛逆罪をなす。」

学者の定義は非常に多くあつてあげきれないので、数例のみをあげる。一八七五年憲法の最初の注釈書は次のように言う。「執行権が国民代表の権利を侵害する行為を言う」。⁽¹⁾ オーリュウ(Haurion)は一九一三年に、「大叛逆罪とは基本的には政治的犯罪である。実際、考えられているのはクーデター、すなわち憲法体制に対する叛逆であつて、忠誠心の意味での叛逆ではない」と説明している。デュヴェルジェ(Duverger)は、「その職務権限を乱用して憲法又は国の高度の利益に反する行為をなすという政治的犯罪」と定義する。⁽³⁾ ヴデル(Vedel)は、「職務上の義務の重大な違反」と言う。⁽⁴⁾ 最後にプレロ(Pérol)は、大叛逆罪が「議会と大統領の間の重大な対立の具体的場合におこりうる。」とし、「大統領が訴追されるために、普通法上の犯罪を犯す必要はない。大統領が国民のもう一つの代表に対し、公然とかつ重大に対立すれば充分である」という。⁽⁵⁾

これらは多様のようなだが、共通するものがある。それは、大叛逆罪が政治的犯罪であつて、刑法典に定義されるものでないと言うこと、そして大統領の議会に対する違憲行為の他、重大な義務違反も含まれると言うことである。この「義務違反」の有無を審査するのは司法高等法院であり、その審査においてはいかなる規範の規律もうけず、全く裁量が許されている。

大叛逆の処罰の問題は絶えず存在しており、これまで解決されたことがない。第三共和制下では三つの意見が出されていた。

第一はデュギー(Dugui)の意見で、立法者が大叛逆罪の構成要件を定めない以上、大統領は訴追されてはならない⁽⁶⁾し、況や処罰はありえないという。第二の意見はバルテルミーとツエズ(Duez)のもので、これと反対に、条文がない場

合には司法高等法院は政治的なものであれ、自由に選択して処罰を加えることができる。⁽⁷⁾
第三の、エスマンを代表とする意見は、中間的なもので、司法高等法院は政治的制裁、この場合ならば大統領の免職だけをなしうるのであって、刑事処罰はできないとする。⁽⁸⁾

第五共和制下でも同じ問題が提起されているが、今日デュギー説は誰も採用しない。ヴデルはほぼエスマン説にそう形で、次の二つの場合を分けて考える。その大叛逆罪にあたる行為が刑事法の規定にふれない場合には、司法高等法院は大統領の免職しか宣告しえない。大叛逆罪にあたる行為が刑事犯罪にもあたるときには、司法高等法院は大統領の免職だけでなく、刑事法規の定めに相当する刑罰をも宣告できる。⁽⁹⁾ もう一つの、かつてのバルテルミー・ヅエズ (Barthélemy-Duez) に近い意見をとるものに、検事総長ブレンソン (Brenson) の考え方ががある。すなわち司法高等法院が大統領の行為を大叛逆罪にあたると考えるならば、これにつき司法高等法院が有用と考えるあらゆる法的効果をもたらしうる、すなわち自由に選択する刑罰を適用しうるといのである。⁽¹⁰⁾

多くの学者はこのいずれの立場もとらない。確かに、どちらかを選ぶことには躊躇するはずである。アメリカの現行制度に近いと思われる前者の考え方が理論的に望ましいことは確かだが、現行法からみると後者の方が分が良いやと言わざるをえない。憲法第六八条第二項は「本項の定める場合については、政治高等法院は、重罪及び軽罪の定義及びその結果としての処罰について刑法の規定に覇束される」と定めている。もし立法者がこの原則の妥当範囲を大統領の場合にも広げる意図であるならば、「本項の定める場合」という限定句は付さなかつたはずである。この解釈は一九五九年一月二日付オールドナンスの準備作業によっても確認される。憲法諮問委員会においてドウジャン (Dejan) は、この第二項の適法性の原則は大叛逆罪については適用しない意図であることを明言している。予審委員

会と司法高等法院の関係でも大統領の場合は大臣等の場合と異なり、大幅な司法高等法院の自由が認められている。このように、大叛逆罪について、司法高等法院は、その定義においても、処罰においても自由であると見ざるをえない。この⁽¹¹⁾のみが実定的にそう解釈である。

- (1) A. Bard et P. Roiquet : "La Constitution de 1875," 1876 p. 270.
- (2) M. Hauriou : Précis de droit constitutionnel, 1923 p. 512.
- (3) M. Duverger : Droit Constitutionnel et Institutions Politiques, t. II. p. 661.
- (4) G. Vedel : Manuel de droit constitutionnel p. 431.
- (5) M. Prélot : Institutions Politiques et droit Constitutionnel, p. 638.
- (6) Duguit : Traité de droit Constitutionnel t. IV p. 499.
- (7) Barthélemy-Duez: Traité de droit constitutionnel, p. 620.
- (8) Esmein : Elément.
- (9) G. Vedel : Cours de droit constitutionnel et d'institutions politiques. p. 1068-69.
- (10) A. Besson : Haute Cours de Justice (Répertoire de droit public et administrative), mise à jour 1960 p. 109.
- (11) Desmottes : op. cit. p. 276.

第二節 大臣責任制発動における司法高等法院の権限

前に引用したごとく、憲法第六八条第二項は次のように定める。「政府の構成員は、その職務の遂行中に行った行為であって実行の時に重罪又は軽罪と定められていたものにつき刑事責任を問われる。」これにより司法高等法院は、大臣を裁く場合には法律により犯罪を認定するという原則の尊重を義務づけられる。当然、刑罰も法規定通りに適用

せねばならない。この新しい強行規定により、司法高等法院の裁判所化は完成されたと考えられるであろうが、真実はそうではない。この罪刑法定主義原則の適用は詳細な定義、公正な裁判官及び破棄院による統制を前提とするが、この三条件が欠けているためにその原則が空文化していることを以下に示す。

1 犯罪行為の定義

パティン(Patin)⁽¹²⁾によれば、罪刑法定主義の原則は刑事法が各々の犯罪行為の定義を厳格に定めていることを前提とする。ところが公共に対する犯罪に関する定義は文言が拙く、不正確である。ここでは司法高等法院が適用する可能性のある代表的な二つの刑法典の条文を例にひいてみたい。前者はシャルル一〇世の諸大臣事件のような場合に処罰の根拠を与える条文であり、後者は、もしもマルヴィ事件の際にあつたら適用されていたと思われる条文である。

a 憲法体制に対する侵害行為 刑法第八六条は、「憲法体制を顛覆し又は変革すること……を目的とする侵害行為を犯したる者は、無期禁固の刑に処す」と定める。この条文の適用には二つの条件の結合が必要である。すなわち、侵害行為の存在と憲法体制を破壊又は改変しようとする目的である。目的の認定は困難で、常に主観的である。これ自体も問題であるが、侵害行為の観念の方が一層漠然としている。これを他のいかなる条文も具体的に定義していない。あきらかに、刑法第八六条はパティンのいう厳格な定義を与えていない。⁽¹³⁾

b 国防の妨げとなる行為 一九三九年一月三日のデクレ・ロワにより定められ、現在の刑法第八二条となっている規定は、「戦時において故意に国防を妨げる行為であつて他の条文の定めていないものを犯した者は、一年以上五年以下の禁固及び三〇〇〇フラン以上三〇〇〇〇フラン以下の罰金に処す。」

この条文は、驚くべきことに定義をふくんでいない。「行為」(acte)という言葉はきわめて広い意味をもち、いかなる活動も、そして、単なる意図さえ含まれうる。また、この行為は実際に国防を妨げずとも、その可能性さえあれば良い。そして「故意に」というのも、評価の問題でしかない。学者達はこぞってこの条文の不備を非難している。すなわち、これは法の欠落をおぎなうことを目的としたものであるが、その柔軟性は抑圧の便宜のためではない。⁽¹⁴⁾

2 裁判機関の構成と統制

法が厳格に定めていないとすると、裁判官の裁量に帰せられる部分が多い。したがって裁判官は単に法の定める要素が当該行為の中に含まれているか否かをみるだけでなく、犯罪行為の範囲を確定し、この意味で立法者の役割を一部になることになる。この裁量が恣意にわたらないように、法概念の扱いになれた司法官の存在と、条文適用に関する破棄院の強い統制が重要な役割をはたしている。

この緩和装置は司法高等法院にはあてはまらない。この裁判所は法的論議より政治的現実に敏感な代議院議員と元老院議員により構成されている。また、破棄院は、この裁判所の判決に全く関係しない。

以上みたように、罪刑法定主義の原則は、前提条件を欠いているために実質をもたないのである。⁽¹⁵⁾

第五共和制憲法における司法高等法院の「裁判機関化」は現実ではなく、形だけのものである。確かに、司法官だけで構成される予審委員会は決定的意味をもちうる権限を与えられたし、司法高等法院は罪刑法定主義の原則の尊重を義務づけられた。しかし、この新しい規定の効果は限られている。

予審委員会は全く根拠のない訴追を却下する権限を与えられているが、一見して明らかな場合はよいとして、疑問

がある場合にはこの権限を行使しないであろう。シャルル一〇世の諸大臣やマルヴィを司法高等法院に送致することを、現在の予審委員会は防げるだろうか。答は明らかに否である。

罪刑法定主義原則が司法高等法院については幻にすぎなかったことは既に述べた。

これまで述べた措置の効果は、それ自体疑問の余地があるが、さらに一九五八年憲法により裁判機関の構成が完全に政治化されたことにより、さらに大きな制約をうけている。このような条件のもとで、司法高等法院が従前の判例と絶縁することは考えられない。

先きに、刑事責任制の様々な事例を通じて、この責任制の本質に関するオーリユーとデュギーの論争を解明してみたいと述べた。研究の結果は疑問の余地がないと考える。刑事責任制の様々な現象形態はすべて、その政治的性格を示している。

その制度の誕生した一四世紀末の英国弾劾制度の先例以来、刑事責任制は純粹に政治的手続として表われた。訴追者もこれを裁く裁判官も大臣の問題とされる行為にはあまり関心を寄せない。彼等により大切だったのはその大臣を政府の中枢から遠ざけ、さらには王権を弱めることであつた。かなり遅れてはじまり、良い結果をうまなかつたフランスの経験も、同じような狙いのあることが示されていた。

一八一五年から一九六〇年までのフランスの経験の中で、政治的狙いのなかつたのは稀な例に属する。訴追請求のほとんどは譴責決議案をより厳しい調子にしたものにすぎず、四回の司法高等法院判決は、いずれも厳密な法規定の適用ではなかつた。

一九五八年憲法の新しい規定も、この流れを変えるような根本的改變をもたらさなかつた。大臣の刑事責任はなお

政治的であり、犯罪を犯した大臣が処罰されず、逆に、起訴をうけた者は法の予定している保護をうけないということになる。我々のこれまでして来た異論の余地ない確認から二つの基本的帰結がえられる。一つは大臣の刑事責任に限定されるものであり、他はより一般的に大臣責任制全体にかかるものである。

I 司法高等法院の権限に関する法規は、一五〇年の間に變化して来たが、刑事責任制の本質は変らなかつた。變らなかつた規定は事件を裁くべき判事の性格に関するもので、これがその政治的性格の理由をなしている。七月王制の貴族、第三共和制の元老院議員、第四、第五共和制の国会議員、いずれも司法官ではない。彼等は常に完全な誠実さを立証したが、しかし、彼等の前に被告として立つ大臣は元の同志あるいは政敵であり、これを弁護あるいは糾弾しないわけには行かず、これを全く冷静に見ることは出来なかつたであらう。こうした条件の下で、司法高等法院の判決が構成員の政治的性格の影響を全くうけないとは考えがたい。

この裁判機關の完全に政治的な構成はおそらく必要なのであらう。政治的人間のみが判決作成に関与している限り、司法高等法院の司法機關的性格の強化をねがつても空しいということである。

II 現在、そして今後長期にわたつてなお、政治責任制と刑事責任制は類似的の性格を示すであらうし、この確認は、大臣責任制の二つの形態の間の緊密なつながりを明瞭にするものと思われる。実際には我々が意圖的に黙殺して来た大臣の民事責任制もまた、常に事実上は政治責任制あるいは刑事責任制と同一視することが可能である。それゆえこの民事責任制もまた——直接又は刑事責任制の介在により間接的に、——政治的責任につながるものである。カレ・ド・マルベールは言う。「大臣に求められる責任がいかに重大なものであると、そこに働いているのは同じ原則である。即ち議會は大臣の活動を吟味し、裁く主人であるということである。」⁽¹⁶⁾

- (12) Pain : Sur une tendance d'une loi récente (Recueil de droit pénal, 1956).
- (13) Desmottes, op. cit. p. 277.
- (14) Desmottes, op. cit. p. 278.
- (15) Desmottes, op. cit. p. 279.
- (16) R. Carvé de Malberg : Contribution à la Théorie générale de l'Etat d, après les données fournies par le droit Constitutionnel français t. I p. 793-4.

第五章 第二次大戦後の臨時政府の司法高等法院

一九四四年フランス共和国の臨時政府は、一月一八日のオールドナンスにより司法高等法院を設置し、ヴィシー(Vichy)政権下の指導者、協力者を裁判するための機関とした。法院は一九四〇年六月一七日からフランス共和国臨時政府設置まで本国の領土に存在した政府又は擬似政府の活動に参加した者を裁判するものとした。国家首席、大臣、國務次官、各省の官房長、総督、駐在武官、政府高官がその職務執行に際し、犯した重罪又は軽罪が裁判の対象となる。院長には破棄院第一部長が当たり、陪審判事として破棄院刑事部部長及びパリ控訴院第一部長が当たる。なお二人の陪審が置かれる。検察官としては破棄院又は控訴院の裁判官の中からオールドナンスで任命される検事総長及び二人の検事がこれに当たる。オールドナンスで定める五人の裁判官及び臨時諮問議会の任命する六人が予審委員会を構成し、検事総長の訊問を受けて予審を行い、その終了により弾劾法廷となって免訴及び弾劾の決定をなす。弾劾の決

定が行われたときは、検事総長は弾劾状を作成し高等法院の訴追手続が開始し、判決が下る（一〇条）。

この政令によって設置された法院は、一九四六年第四共和制憲法が司法高等法院を設置した後も、引続き従来のままの組織および権限で存続し、その際、係属中の事件は、その審理に服すべきものとした（一九四六年一〇月二七日法律第三〇条）。第二次大戦終了後の一九四九年頃までは、高等法院は、主にペタン政権下の政府高官の追放の裁判に明け暮れた。これらの裁判は極めて迅速かつ感情的であり、外国人にとって訴訟手続の不正規と証拠法の曖昧な適用のため衝激を感じさせるものであった。対独協力者五二人のうち三人のみは高等法院で死刑の宣告を受けた。即ち前首相ラバル（Pierre Laval）ドイツ公使ブリノン（Fernand de Brinon）、陸軍大臣ダルナン（Joseph Darnand）である。⁽¹⁾

一九五〇年三月二十九日、共産党がグアン（M. M. Gouin）、モック（Mock）、ピノー（Pinau）の三人の社会党の領袖を一九四六年の葡萄酒輸入からむスキャンダルで弾劾したが、この動議は失敗した。同年一月三〇日、再び共産党はモックを弾劾した。これは彼は内務大臣当時、彼の秘密結社がストライキ中の共産党を弾圧したことを憎んでいたからである。国民議會は二三五対二〇三票で、この動議に賛成したが、有罪に必要な絶対多数の二八六票に達しなかったので不発に終わった。多数の議員は政府および与党に打撃を与えるものと確信したが政府は議會に要請して信任投票を獲得した。⁽²⁾

(1) Neumann: *European and Comparative Government*, 1951. p. 263 Note 26.

(2) Williams: *op. cit.* p. 178 note 30, 306 ; *Finer. Government of greater european powers*, 1956. p. 518.

「附記」本稿は山梨学院大学椎名慎太郎教授の協力を得たことを付言する。